事　務　連　絡
平成２９年３月２７日

石川県建設産業連合会
　会長　吉　光　武　志　　様

石川県土木部監理課
技術管理室長
（ 公 印 省 略 ）

平成２９年度より適用となる基準類について

平素より本県土木行政に多大なるご理解及びご協力をいただき、ありがとうございます。

標記について、このたび、基準類の改定や新設など、平成２９年４月より適用となる基準が多数あることから、とりまとめて送付することとしましたので貴会会員の皆様にご周知くださるよう、よろしくお願いします。

記

１．平成２９年４月１日より適用となる基準類
・監第 2400 号「石川県建設工事総合評価方式試行運用基準の一部改正について」
・監第 2378 号「石川県土木部発注工事における土工でのＩＣＴ施工の推進について」
・監第 2379 号「近接工事における諸経費調整の廃止について」
・農政第 3490 号、監第 2401 号「石川県土木工事共通仕様書及び石川県土木工事施工管理基準の一部改定について」

以上

（事務担当）
監理課技術管理室　南野・高田
TEL 076-225-1787

■年度替わり制度改定一覧（建産連あて）

種類	改定内容	通知文書
総合評価	技術提案の課題数を評価Ⅰ型、Ⅱ型ともに3から2へ削減	監第2400号「石川県建設工事総合評価方式試行運用基準の一部改正について」
	CPD加点を評価Ⅱ型まで拡大、評価Ⅱ型の一級資格者を0.5点に変更	
	営繕課発注の全ての工事にCPD評価を追加	
ICT施工実施要領	発注者指定Ⅰ型及びⅡ型、施工者希望型のICT施工工事を実施	監第2378号「石川県土木部発注工事における土工でのICT施工の推進について」
成績評定	ICT建設機械を使用した工事について、成績評定で加点（創意工夫で2点）	
設計積算	近接工事における諸経費調整を廃止	監第2379号「近接工事における諸経費調整の廃止について」
監督業務	コリンズ、テクリス登録の対象額を変更 ・コリンズ1000万円→500万円 ・テクリス　500万円→100万円	農政第3490号 監第2401号「石川県土木工事共通仕様書及び石川県土木工事施工管理基準の一部改定について」 ※テクリスに関しては、調査関係協会に別途送付予定

監　第　　２４００　号
平成２９年　３月２７日

石川県建設産業連合会
　会長　吉　光　武　志　　様

土　木　部　長
（公印省略）

石川県建設工事総合評価方式試行運用基準の一部改正について（通知）

平素より本県土木行政に多大なるご理解およびご協力をいただきありごとうございます。
標記の件について、別添のとおり一部改正を行うこととしたのでお知らせいたします。
つきましては、石川県ホームページ（監理課技術管理室）に掲載いたしますので、貴会におかれましても会員に周知方お願いいたします。

（事務担当）
土木部監理課技術管理室
TEL：076(225)1787
（内線：5369,5372）

監　第　２３７８　号
平成２９年　３月２７日

石川県建設産業連合会
　会長　吉　光　武　志　　様

土　木　部　長

石川県土木部発注工事における土工でのＩＣＴ施工の推進について

標記の件について、本県では若者や女性などが活躍できる環境整備や建設現場での生産性向上を図るため、平成２７年７月より、ＩＣＴ施工モデル工事に取り組んでいるところであり、今後もＩＣＴ施工の推進を図るため、ＩＣＴ施工実施要領を策定したので参考に送付します。

なお、県がＩＣＴ施工を指定する発注者指定型以外に、受注者よりＩＣＴ施工の提案があった工事についても、受発注者間で協議のうえＩＣＴ施工が可能と判断された場合は認めることとし、その費用についても変更設計により計上する施工者希望型についても取組むこととしましたので、お知らせいたします。

記

１．　適用開始日
　平成２９年４月１日以降の支出負担行為に係る工事から適用

２．　実施方針
　別添する「ＩＣＴ施工実施要領」に基づき実施

３．　留意事項
　当面の間、対象とする工事については、事業担当課ならびに技術管理室と協議の上、決定します。

以上

担当：監理課技術管理室　課長補佐　南野
TEL076-225-1787　FAX076-225-1788
Mail:nobuo-m@pref.ishikawa.lg.jp

ＩＣＴ施工実施要領

１．主旨

この要領は、ＩＣＴ施工の推進を図るため、ＩＣＴを活用した施工を実施するにあたり必要な事項を定める。

２．ＩＣＴ施工の概要

ＩＣＴ施工とは、以下に示すＩＣＴ土工における施工プロセスの各段階において、ＩＣＴを活用する工事である。

①　３次元起工測量
②　３次元設計データ作成
③　ＩＣＴ建設機械による施工
④　３次元出来形管理等の施工管理
⑤　３次元データの納品

なお、①～⑤全ての段階においてＩＣＴを活用する工事を「ＩＣＴ活用工事」とする。これに対し、②・③のプロセスにおいてのみＩＣＴを活用する工事を「ＩＣＴ建設機械による施工」とする。

３．対象工事

ＩＣＴ施工の対象工事は、発注者指定Ⅰ型、発注者指定Ⅱ型、施工者希望型に分けて発注するものとし、それぞれ以下の条件を満たし、かつ特記仕様書において発注者が指定する工事とする。

（１）発注者指定Ⅰ型

全体工事費（消費税を含む）が３０百万円以上、土工量が６，０００m3 以上を目安として発注者が指定する工事で、「ＩＣＴ活用工事」を前提として発注する工事。

（２）発注者指定Ⅱ型

全体工事費（消費税を含む）が３０百万円以上、土工量が６，０００m3 以上を目安として発注者が指定する工事で、「ＩＣＴ建設機械による施工」を前提として発注する工事。なお、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「ＩＣＴ活用工事」への変更を可とする。

（３）施工者希望型

土工量が１，０００m3 以上を目安として発注者が指定する工事で、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「ＩＣＴ活用工事」または「ＩＣＴ建設機械による施工」に変更する工事。

４．対象工種

ＩＣＴ施工の対象工種は、工事積算体系ツリーにおける次の工種とする

（１）河川土工：掘削工、法面整形工、盛土（築堤）工
（２）道路土工：掘削工、法面整形工、路体盛土工、路床盛土工

５．取組内容

①３次元起工測量

起工測量において、下記１）～３）の方法により３次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）による起工測量

２）レーザースキャナーによる起工測量

３）その他の３次元計測技術による起工測量

②３次元設計データ作成

発注図書や５．①で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。ＩＣＴ建設機械による施工のみを実施する場合には、施工に必要な３次元データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で得られた３次元設計データまたは施工用に作成した３次元データを用いて、表－１に示す技術（ＩＣＴ建設機械）により施工を実施する。なお、活用技術・適用工種などについては表－１を参照。

④３次元出来形管理等の施工管理

５．③により施工された工事完成物について、ＩＣＴを活用して施工管理を実施する。

＜出来形管理＞

下記１）～３）のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）による出来形管理技術（土工）

２）レーザースキャナーによる出来形管理技術（土工）

３）その他の３次元計測技術による出来形管理技術（土工）

＜品質管理＞

下記４）の技術を用いた品質管理を行うものとする。

４）ＴＳ・ＧＮＳＳによる締固め回数管理技術（土工）

⑤３次元データの納品

５．④により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

表―１　適用工種

段階	活用技術名	対象作業	建設機械	適用工種		監督・検査 施工管理
				河川土工	道路土工	
3 次元測量	空中写真測量（無人航空機）による起工測量	測量	－	対象工種 全て	対象工種 全て	①②③⑧
	レーザースキャナーによる起工測量	測量	－	対象工種 全て	対象工種 全て	④⑤
ＩＣＴ 建設機械 による施工	・3 次元ﾏｼﾝｺﾝﾄﾛｰﾙ （ﾊﾞｯｸﾎｳ）技術 ・3 次元ﾏｼﾝｶﾞｲﾀﾞﾝｽ （ﾊﾞｯｸﾎｳ）技術	掘削 整形	バックホウ	掘削工 法面整形工	掘削工 法面整形工	
	・3 次元ﾏｼﾝｺﾝﾄﾛｰﾙ （ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ）技術 ・3 次元ﾏｼﾝｶﾞｲﾀﾞﾝｽ （ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ）技術	まきだし 敷均し 掘削 整形	ブルドーザ	盛土工	路体盛土工 路庄盛土工	
3 次元出来形 管理等の施 工管理	空中写真測量（無人航空機）による出来形管理技術（土工）	出来形計測 出来形管理	－	対象工種 全て	対象工種 全て	①②③⑧
	レーザースキャナーによる出来形管理技術（土工）	出来形計測 出来形管理	－	対象工種 全て	対象工種 全て	④⑤
	ＴＳ・ＧＮＳＳによる締固め管理	締固め回数 管理	ローラー ブルドーザ	盛土工	路体盛土工 路庄盛土工	⑥⑦

【要領一覧】①空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）
②空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
③無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
④レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）
⑤レーザースキャナーを用いた出来形の監督・検査要領（土工編）（案）
⑥TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領
⑦TS・GNSS を用いた盛土の締固めの監督・検査要領
⑧UAV を用いた公共測量マニュアル（案）

６．特記仕様書への記載事項

発注者は、別途定める特記仕様書を添付し、ＩＣＴ施工の対象工事であることを明示すること。

７．ＩＣＴ施工の実施に関する協議

受注者は、契約後から施工計画書の提出までの間に、ＩＣＴ活用計画書（様式－１）により監督員と協議すること。

８．工事成績評定における加点

ＩＣＴ施工を実施した場合、創意工夫における【施工】「ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において、必ず２点の加点とすること。

９．ＩＣＴ施工の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

９－１　施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ施工を実施するにあたって、国土交通省から発出されている施工管理要領、監督検査要領（表－１【要領一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

９－２　３次元設計データ等の貸与

発注者は、ＩＣＴ施工に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータ、およびＩＣＴ施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

９－３　工事費の積算

（１）発注者指定Ⅰ型における積算方法

発注者は、発注に際して国土交通省が定める積算の基準等に基づき積算を実施するものとする。

なお、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品にかかる経費について、間接費に含まれることから別途計上しない。

現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ施工を発注する場合、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

（２）発注者指定Ⅱ型における積算方法

発注者は、発注に際して国土交通省が定める積算の基準等に基づき積算を実施するものとする。

現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ施工を発注する場合、受注者に３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

契約後、受注者からの提案・協議を経て、「ＩＣＴ活用工事」に変更する場合は、受注者に３次元起工測量を指示するとともに、３次元起工測量経費について見積り提出を求め、設計変更するものとする。なお、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品にかかる経費について、間接費に含まれることから別途計上しない。

（３）施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準に基づく積算を行い、発注するものとする。ただし、契約後の協議において受注者からの提案により「ＩＣＴ活用工事」または「ＩＣＴ建設機械による施工」を実施する場合、国土交通省が定める積算の基準等に基づく積算に落札率を乗じた価格により設計変更を行うものとする。

なお、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上はしない。

現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ施工を発注する場合、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

９－４　現場研修会等の実施

受注者は、発注者指定Ⅰ型及びⅡ型において、ＩＣＴ施工の推進を目的として、技術研修会を実施するものとする。また、施工者希望型においては発注者の求めに応じて実施するものとする。

１０．活用効果の検証

受注者は、発注者指定Ⅰ型及びⅡ型において、県の発注工事として新たな取り組みを行う場合には、当該技術の活用効果の検証に協力するものとし、発注者が必要と認める資料を提出すること。また、施工者希望型においては発注者の求めに応じて実施するものとする。

１１．技術の改善

受注者は、発注者指定Ⅰ型及びⅡ型において、当該技術の新たな開発・改善に向け建設機械メーカーとの意見交換会や必要と認められる試験施工等を行うこととする。また、施工者希望型においては発注者の求めに応じて実施するものとする。

１２．その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、平成２９年４月１日から適用する。

監　第　２３７９　号
平成２９年　３月２７日

石川県建設産業連合会
　会長　吉　光　武　志　様

石川県土木部長

近接工事における諸経費調整の廃止について

　標記について、県が発注する建設工事においては、近接した２つ以上の工事において同一施工業者が落札した場合には、諸経費を調整し、減額変更することとしていますが、今般、品確法改正の主旨を鑑み、この取扱いを廃止することにしましたのでお知らせします。

記

１　適用基準日
　　平成２９年４月１日以降に支出負担行為を行う工事より適用

以上

（事務担当）
監理課技術管理室　南野・岩端
TEL 076-225-1787

農政第　３４９０　号
監　第　２４０１　号
平成２９年　３月２７日

石川県建設産業連合会
　会長　吉　光　武　志　様

石川県農林水産部長

石川県土木部長

石川県土木工事共通仕様書及び石川県土木工事施工管理基準の
一部改定について

このたび、別添のとおり、「石川県土木工事共通仕様書」及び「石川県土木工事施工管理基準」を一部改定したので、その旨通知します。今後とも土木工事の施工にあたり遺憾のないよう、ご周知のほどお願いいたします。

１．適用開始日
　　平成２９年４月１日以降に契約する工事から適用

２．参考ＨＰ：石川県土木部監理課技術管理室ホームページにて公開
　　http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/kijyun.html

以上

（事務担当）
農林水産部農業政策課技術管理室
　TEL 076-225-1617
土木部監理課技術管理室
　TEL 076-225-1787

【H29.4.1　主な改定内容】

（１）国交省版（H27.3 月版）、農林水産省版（H28.3 版）の土木工事共通仕様書並びに土木工事施工管理基準の内容を踏まえて改定を実施。

（２）コリンズへの登録義務付け金額を、1000 万円から 500 万円に変更。
（共通仕様書　第 1 編 1-1-1-5　コリンズ（CORINS）への登録）

（３）上層路盤に使用する粒度調整路盤材に、再生粒度調整砕石（RM）を規定。
（共通仕様書　第 3 編土木工事共通編 3-2-6-3　上層路盤の材料規格）

（４）水道工事における継手の品質管理表を改定
（施工管理基準　施工管理記録様式）

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
第1編	共　通　編	**第1編**	共　通　編	
1-1-1-2	用語の定義	1-1-1-2	用語の定義	
17. 通知	通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	17. 通知	通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	文章表現の簡素化
18. 連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	18. 連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	文章表現の簡素化
1-1-1-5	コリンズ（CORINS）への登録	1-1-1-5	コリンズ（CORINS）への登録	
	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が1,000万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。	登録金額の改定
1-1-1-9	工事の下請負	1-1-1-9	工事の下請負	
(3)	下受注者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	(3)	下受注者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	改正品確法第8条「受注者の責務」による
1-1-1-15	工期変更	1-1-1-15	工期変更	
1. 一般事項	契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。	1. 一般事項	契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。	誤字の修正
1-1-1-24	施工管理	1-1-1-24	施工管理	
6. 良好な作業環境の確保	受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	6. 労働環境の改善	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	改正品確法第8条「受注者の責務」による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
1-1-1-27	工事中の安全確保	1-1-1-27	工事中の安全確保	
13.安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正 法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	13.安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	改定年度を反映
14.安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月改正 法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	14.安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	改定年度を反映
1-1-1-31	環境対策	1-1-1-31	環境対策	
6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。	法定等の改正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。		受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2013年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置をを装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。	法定等の改正
	表1-1-1、表1-1-2		表1-1-1、表1-1-2	法定等の改正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
1-1-1-33	交通安全管理	1-1-1-33	交通安全管理	
4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正　内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知　平成18年3月31日　国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日　国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正　内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知　平成18年3月31日　国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日　国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	改定年度を反映
12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正　政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成24年3月22日改正　政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正　法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正　政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正　政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正　法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	改定年度を反映
1-1-1-35	諸法令の遵守	1-1-1-35	諸法令の遵守	
(5)	労働安全衛生法　（平成23年6月改正　法律第74号）	(5)	労働安全衛生法　（平成26年6月改正　法律第82号）	改定年度を反映（以下同）
(6)	作業環境測定法　（平成23年6月改正　法律第74号）	(6)	作業環境測定法　（平成26年6月改正　法律第82号）	
(7)	じん肺法　（平成16年12月改正　法律第150号）	(7)	じん肺法　（平成26年6月改正　法律第82号）	
(8)	雇用保険法　（平成24年3月改正　法律第9号）	(8)	雇用保険法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(9)	労働者災害補償保険法　（平成24年8月改正　法律第63号）	(9)	労働者災害補償保険法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(10)	健康保険法　（平成24年8月改正　法律第67号）	(10)	健康保険法　（平成26年6月改正　法律第83号）	
(11)	中小企業退職金共済法　（平成23年4月改正　法律第26号）	(11)	中小企業退職金共済法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（平成24年8月改正　法律第53号）	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（平成25年11月改正　法律第86号）	
(13)	出入国管理及び難民認定法　（平成24年4月改正　法律第27号）	(13)	出入国管理及び難民認定法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(14)	道路法　（平成23年12月改正　法律第122号）	(14)	道路法　（平成26年6月改正　法律第72号）	
(15)	道路交通法　（平成24年8月改正　法律第67号）	(15)	道路交通法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(16)	道路運送法　（平成23年6月改正　法律第74号）	(16)	道路運送法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(17)	道路運送車両法　（平成23年6月改正　法律第74号）	(17)	道路運送車両法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(18)	砂防法　（平成22年3月改正　法律第20号）	(18)	砂防法　（平成25年11月改正　法律第76号）	
(19)	地すべり等防止法　（平成24年6月改正　法律第42号）	(19)	地すべり等防止法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(20)	河川法　（平成23年12月改正　法律第122号）	(20)	河川法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(21)	海岸法　（平成23年5月改正　法律第37号）	(21)	海岸法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(22)	港湾法　（平成24年3月改正　法律第15号）	(22)	港湾法　（平成26年6月改正　法律第91号）	
(24)	漁港漁場整備法　（平成23年8月改正　法律第105号）	(24)	漁港漁場整備法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(25)	下水道法　（平成23年12月改正　法律第122号）	(25)	下水道法　（平成26年6月改正　法律第69号）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
(26)	航空法　（平成23年5月改正　法律第54号）	(26)	航空法　（平成26年6月改正　法律第70号）	
(27)	公有水面埋立法　（平成16年6月改正　法律第84号）	(27)	公有水面埋立法　（平成26年6月改正　法律第51号）	
(29)	森林法　（平成24年6月改正　法律第42号）	(29)	森林法　（平成26年6月改正　法律第70号）	
(30)	環境基本法　（平成24年6月改正　法律第47号）	(30)	環境基本法　（平成26年5月改正　法律第46号）	
(31)	火薬類取締法　（平成23年6月改正　法律第74号）	(31)	火薬類取締法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(32)	大気汚染防止法　（平成23年8月改正　法律第105号）	(32)	大気汚染防止法　（平成26年6月改正　法律第72号）	
(33)	騒音規制法　（平成23年12月改正　法律第122号）	(33)	騒音規制法　（平成26年6月改正　法律第72号）	
(34)	水質汚濁防止法　（平成23年8月改正　法律第105号）	(34)	水質汚濁防止法　（平成25年6月改正　法律第60号）	
(35)	湖沼水質保全特別措置法　（平成23年8月改正　法律第105号）	(35)	湖沼水質保全特別措置法　（平成26年6月改正　法律第72号）	
(36)	振動規制法　（平成23年12月改正　法律第122号）	(36)	振動規制法　（平成26年6月改正　法律第72号）	
(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（平成24年8月改正　法律第53号）	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(38)	文化財保護法　（平成23年5月改正　法律第37号）	(38)	文化財保護法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(39)	砂利採取法　（平成23年7月改正　法律第84号）	(39)	砂利採取法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(40)	電気事業法　（平成24年6月改正　法律第47号）	(40)	電気事業法　（平成26年6月改正　法律第72号）	
(41)	消防法　（平成24年6月改正　法律第38号）	(41)	消防法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(43)	建築基準法　（平成24年8月改正　法律第67号）	(43)	建築基準法　（平成26年6月改正　法律第92号）	
(44)	都市公園法　（平成23年12月改正　法律第122号）	(44)	都市公園法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　（平成23年8月改正　法律第105号）	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　（平成26年6月改正　法律第55号）	
(46)	土壌汚染対策法　（平成23年6月改正　法律第74号）	(46)	土壌汚染対策法　（平成26年6月改正　法律第51号）	
(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　（平成24年9月改正　法律第89号）	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(51)	船員法　（平成24年9月改正　法律第87号）	(51)	船員法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法　（平成20年5月改正 法律第26号）	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(53)	船舶安全法　（平成24年9月改正　法律第89号）	(53)	船舶安全法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(54)	自然環境保全法　（平成23年8月改正　法律第105号）	(54)	自然環境保全法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(55)	自然公園法　（平成23年8月改正　法律第105号）	(55)	自然公園法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(59)	技術士法　（平成23年6月改正　法律第74号）	(59)	技術士法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(60)	漁業法　（平成23年5月改正　法律第35号）	(60)	漁業法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(61)	空港法　（平成23年8月改正　法律第105号）	(61)	空港法　（平成26年6月改正　法律第76号）	
(62)	計量法　（平成23年8月改正　法律第105号）	(62)	計量法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(63)	厚生年金保険法　（平成24年8月改正　法律第63号）	(63)	厚生年金保険法　（平成25年6月改正　法律第63号）	
(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律　（平成14年2月改正　法律第1号）	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(67)	職業安定法　（平成24年8月改正　法律第53号）	(67)	職業安定法　（平成26年6月改正　法律第67号）	
(68)	所得税法　（平成24年3月改正　法律第16号）	(68)	所得税法　（平成26年6月改正　法律第91号）	
(69)	水産資源保護法　（平成22年6月改正　法律第41号）	(69)	水産資源保護法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(70)	船員保険法　（平成24年9月改正　法律第87号）	(70)	船員保険法　（平成26年6月改正　法律第83号）	
(71)	著作権法　（平成24年6月改正　法律第43号）	(71)	著作権法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(72)	電波法　（平成23年6月改正　法律第74号）	(72)	電波法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法　（平成24年4月改正　法律第27号）	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法　（平成26年6月改正　法律第69号）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（平成23年5月改正　法律第47号）	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(75)	農薬取締法　（平成19年3月改正　法律第8号）	(75)	農薬取締法　（平成26年6月改正　法律第69号）	
(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律　（平成26年6月法律第18号）	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律　（平成26年6月改正　法律第56号）	
(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成24年6月改正　法律第42号）	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律　（平成26年6月改正　法律第56号）	
(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　（平成23年12月改正 法律第122号）	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　（平成26年6月改正　法律第69号）	
1-2-3-4	盛土補強工	1-2-3-4	盛土補強工	
6.盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	6.盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1-3-3-2	工場の選定	1-3-3-2	工場の選定	
(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布　法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布　法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	名称の修正
1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	
(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802（コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法）、JIS A 1803（コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法）または連続測定が可能な簡易試験方法、または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
1-3-6-5	締固め	1-3-6-5	締固め	
1. 一般事項	受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレーターを使用しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1-3-6-9	養生	1-3-6-9	養生	
1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	誤字の修正
1-3-7-3	加工	1-3-7-3	加工	
3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1-3-9-2	施工	1-3-9-2	施工	
3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。	3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1-3-10-3	養生	1-3-10-3	養生	
	表1-3-4　寒中コンクリートの養生期間		表1-3-4　寒中コンクリートの養生期間	諸基準の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
第2編	材　料　編	**第2編**	材　料　編	
2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材	
4.鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。	4.鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。	諸基準の改定による
2-2-3-6	安定材	2-2-3-6	安定材	
	表2-2-15　舗装用石油アスファルトの規格		表2-2-15　舗装用石油アスファルトの規格	諸基準の改定による
2-2-5-2	構造用圧延鋼材	2-2-5-2	構造用圧延鋼材	
			JIS G 3140（橋梁用高降伏点鋼板）	新規JIS策定による追加
2-2-6-4	コンクリート用水	2-2-6-4	コンクリート用水	
2.海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。	2.海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。	諸基準の改定による
2-2-8-3	再生用添加剤	2-2-8-3	再生用添加剤	
	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正　政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸基準の改定による
2-2-11-1	一般事項	2-2-11-1	一般事項	
6.塗料の有効期限	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は製造後6ケ月以内、その他の塗料は製造後12ケ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	6.塗料の有効期限	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは製造後6ケ月以内、その他の塗料は製造後12ケ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	諸基準の改定による
2-2-12-1	道路標識	2-2-12-1	道路標識	
	表2-2-27　反射性能（反射シートの再帰反射係数）		表2-2-27　封入レンズ型反射シートの反射性能	諸基準の改定による
	表2-2-28　反射性能（反射シートの再帰反射係数）		表2-2-28　カプセルレンズ型反射シートの反射性能	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
第3編	土木工事共通編	**第3編**	土木工事共通編	
第2章	一般施工	第2章	一般施工	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省　仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）		国土交通省　仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
			土木学会　コンクリート標準示方書（平成24年11月）	諸基準の追加
3-2-3-11	コンクリート面塗装工	3-2-3-11	コンクリート面塗装工	
(2)	受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	(2)	受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	誤字の修正
3-2-3-13	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工	
⑦	グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	⑦	グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	諸基準により修正
3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	
(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成22年11月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成25年11月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
	表3-2-3　エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準		表3-2-3　エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	諸基準の改定による
(2)	プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。	(2)	プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。	**諸基準の改定による**
	図3-2-2　銘板の寸法及び記載事項		図3-2-2　銘板の寸法及び記載事項	橋梁の手引きと整合
3-2-3-31	現場塗装工	3-2-3-31	現場塗装工	
	表3-2-10　塗装禁止条件		表3-2-10　塗装禁止条件	諸基準の改定による
(2)	受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥（硬化）状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。	(2)	受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。	諸基準の改定による
(5)	受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	(5)	受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
15. 塗装禁止箇所	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。	15. 塗装禁止箇所	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。	
④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。	④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。	**文章の修正**
(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図3-2-3のとおり記録しなければならない。	(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図3-2-3のとおり記録しなければならない。	諸基準の改定による
3-2-4-5	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工	
4. 杭頭処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。		削除（以下、項番号修正）	3-2-4-14と施工手順を考慮し統合
14. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	諸基準により修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	
9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	
(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石または、砕石、クラッシャラン、砂、スクリーニングス等を本項（2）に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-2-18の規格に適合するものとする。	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、または、砕石、クラッシャラン、砂、スクリーニングス等を本項（2）に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-2-18の規格に適合するものとする。	文章の修正
	表3-2-18　上層路盤の品質規格		表3-2-18　上層路盤の品質規格	再生粒度調整砕石について追記
3-2-6-8	半たわみ性舗装工	3-2-6-8	半たわみ性舗装工	
4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1　半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧　第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1　半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧　第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
3-2-6-9	排水性舗装工	3-2-6-9	排水性舗装工	
2. 適用規定（2）	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧　第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定（2）	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧　第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
(4)	受注者は、塗料の可使時間は、表3-2-46の基準を遵守しなければならない。	(4)	受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-46の基準を遵守しなければならない。	諸基準の改定による
	表3-2-46　塗料の可使時間		表3-2-46　多液形塗料の可使時間	諸基準の改定による
(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	諸基準の改定による
3-2-12-11	工場塗装工	3-2-12-11	工場塗装工	
	表3-2-57　塗装禁止条件		表3-2-57　塗装禁止条件	諸基準の改定による
(3)	受注者は、現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	(3)	受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	諸基準の改定による
(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m2単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m2単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに１点とする。	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
④	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。	④	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。	文章の修正
3-2-13-1	一般事項	3-2-13-1	一般事項	
	本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。		本節は、橋梁架設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。	誤字の修正
3-2-14-2	植生工	3-2-14-2	植生工	
8.芝串	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当り2～3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	8.芝串	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝1m2当り20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	文書の修正
3-2-15-3	補強土壁工	3-2-15-3	補強土壁工	
5.面状補強材の継ぎ目	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	5.盛土横断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	項目名の修正
6.面状補強材の重ね合せ幅	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。	6.盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。	諸基準の改定による
13.壁面調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。	13.壁面材の調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
第4編	**河　川　編**	**第4編**	河　川　編	
第2節	**適用すべき諸基準**	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成22年6月一部改正）		国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
第3章	**樋門・樋管**	第3章	樋門・樋管	
第3章	**樋門・樋管**	第3章	樋門・樋管	
	国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成22年6月一部改正）		国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
第4章	**水　門**	第4章	水　門	
第4章	**水　門**	第4章	水　門	
	国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成22年6月一部改正）		国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
第5章	**堰**	第5章	堰	
第2節	**適用すべき諸基準**	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成22年6月一部改正）		国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成26年12月一部改正）	**改定年度を反映**
4-5-6-1	**一般事項**	4-5-6-1	一般事項	
2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）　（基準解説編・マニュアル編）　第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）　（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）　第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
4-5-7-1	**一般事項**	4-5-7-1	一般事項	
2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）　（基準解説編・マニュアル編）　第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）　（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）　第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
4-5-8-1	**一般事項**	4-5-8-1	一般事項	
2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）　（基準解説編・マニュアル編）第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）　（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
第6章	**排水機場**	第6章	排水機場	
第2節	**適用すべき諸基準**	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成22年6月一部改正）		国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
第7章	**床止め・床固め**	第7章	床止め・床固め	
第2節	**適用すべき諸基準**	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成22年6月一部改正）		国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
第５編	**河川海岸編**	第５編	河川海岸編	
第1章	**堤防・護岸**		改定なし	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
第6編	**砂　防　編**	**第6編**	砂　防　編	
6-1-6-1	**一般事項**	6-1-6-1	一般事項	
2.適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工―のり面工・斜面安定工指針　3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年6月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2.適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工―のり面工・斜面安定工指針　3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年6月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	文書の修正
6-1-8-4	**コンクリート堰堤本体工**	6-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	
4.水平打継目の処理	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。	4.水平打継目の処理	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除き、コンクリート表面を粗にし、清掃しなければならない。	諸基準の改定による
9.コンクリートの養生	受注者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	9.コンクリートの養生	受注者は、コンクリートを一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。	諸基準の改定による
第3章	**斜面対策**	第3章	斜面対策	
第2節	**適用すべき諸基準**	第2節	適用すべき諸基準	
	PCフレーム協会　PCフレーム工法設計・施工の手引き （平成17年7月）		PCフレーム協会　PCフレーム工法設計・施工の手引き （平成24年9月）	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
第7編	**ダ　ム　編**	**第7編**	ダ　ム　編	
7-1-4-6	**練りまぜ**	7-1-4-6	練りまぜ	
2. ミキサの練りまぜ性能試験	受注者は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	2. ミキサの練りまぜ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ　第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	諸基準の修正
5. 1練りの量及び練りまぜ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	5. 1練りの量及び練りまぜ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りまぜ時間をJIS A 8603-2（コンクリートミキサ　第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	諸基準の修正
(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければばらない。	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ　第2部：練混ぜ性能試験方法）により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければばらない。	諸基準の修正
7-1-4-10	**締固め**	7-1-4-10	締固め	
2. 内部振動機	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。	2. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用いなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い現場には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。	諸基準の改定による
3. 内部振動機の性能	受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。	3. 棒状バイブレータの性能	受注者は、設計図書に示す性能を有する棒状バイブレータを用いなければならない。	諸基準の改定による
4. 内部振動機の操作	受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。	4. 棒状バイブレータの操作	受注者は、棒状バイブレータを鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、棒状バイブレータが下層に入るようにしなければならない。	諸基準の改定による
	また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。		また、棒状バイブレータを用いてコンクリートを横移動させてはならない。	諸基準の改定による
5. 内部振動時間	受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわが出ず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったようにみえるまで、内部振動を行わなければならない。	5. 締固め時間	受注者は、粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで締固めを行わなければならない。	諸基準の改定による
	また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。		また、棒状バイブレータは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。	諸基準の改定による
7-1-4-11	**継目**	7-1-4-11	継目	
4. レイタンス、浮き石の除去	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督員と協議しなければならない。	4. レイタンス、浮き石の除去	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。また、時期については、監督員と協議しなければならない。	諸基準の改定による
7-1-4-12	**養生**	7-1-4-12	養生	
2. 打込み直後の養生	受注者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は湛水または表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。	2. 打込み直後の養生	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定、期間については設計図書によらなければならない。	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
第8編	道　路　編	**第8編**	道　路　編	
8-1-5-1	一般事項	8-1-5-1	一般事項	
2.適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工―切土工・斜面安定工指針　のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工―盛土工指針　5-6　盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2.適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工―切土工・斜面安定工指針　のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工―盛土工指針　5-6　盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準による修正
8-1-5-1	一般事項	8-1-5-1	一般事項	
3.コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。	3.コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。	諸基準の改定による
	図8-6-2　標示板の刻示標準図		図8-6-2　標示板の刻示標準図	諸基準と整合
8-7-4-6	横締め工	8-7-4-6	横締め工	
①	引張装置のキャリブレーション	①	ジャッキのキャリブレーション	諸基準の改定による
8-7-4-6	横締め工	8-7-4-6	横締め工	
2.適用規定	受注者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	2.適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	工種体系ツリーとの整合
8-16-17-1	**一般事項**	8-16-17-1	一般事項	
2.適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工―切土工・斜面安定工指針　のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工―盛土工指針　5-6　盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第7章吹付枠工、第8章プレキャスト枠工、第9章現場打ちコンクリート枠工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月」及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2.適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工―切土工・斜面安定工指針　のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工―盛土工指針　5-6　盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月」及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準による修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	章節条項 （項目見出し）	新条文	摘要
第12編	土地改良編	**第12編**	土地改良編	
第４章	農道工事	第４章	農道工事	
第８節	カルバート工	第８節	カルバート工	
12-4-8-5	プレキャストカルバート工	12-4-8-5	プレキャストカルバート工	
３．	受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、「道路土工ーカルバート工指針７－２（２）２）敷設工」（日本道路協会　平成22年３月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して、事前に監督員の承諾を得るものとする。	３．	請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、道路土工ーカルバート工指針（（公社）日本道路協会）７－２－（２）２）敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して、事前に監督員の承諾を得るものとする。	
第14節	付帯施設工	第14節	付帯施設工	
12-4-14-3	標識工	12-4-14-3	標識工	
１．	一般事項	１．	一般事項	
（２）	受注者は、標識工の施工に当たり、道路標識設置基準・同解説（（社）日本道路協会）、道路土工・施工指針（（社）日本道路協会）及び道路標識ハンドブック（（社）日本道路協会）によらなければならない。	（２）	受注者は、標識工の施工に当たり、道路標識設置基準・同解説（（公社）日本道路協会）、道路土工ー盛土工指針（（公社）日本道路協会）及び道路標識ハンドブック（（一社）全国道路標識・標示業協会）によらなければならない。	
第８章	管水路工事	第８章	管水路工事	
第２節	一般事項	第２節	一般事項	
12-8-2-1	適用すべき諸基準	12-8-2-1	適用すべき諸基準	
（８）	ＷＳＰ 009－2004（水管橋外面塗装基準）	（８）	ＷＳＰ 009－2010（水管橋外面防食基準）	
（９）	ＷＳＰ 002－98 （水道用塗覆装鋼管現場施工基準）	（９）	ＷＳＰ 002－2010 （水道用塗覆装鋼管現場施工基準）	
(26)	ＪＩＳ Ｇ 3443－3（水輸送用塗覆装鋼管－第３部：外面プラスチック被覆）	(26)	ＪＩＳ Ｇ 3443－3（水輸送用塗覆装鋼管－第３部：長寿命形外面プラスチック被覆）	
12-8-2-2	一般事項	12-8-2-2	一般事項	
３．	枕木及び梯子胴木基礎工	３．	枕木及び梯子胴木基礎工	
（１）	受注者は、枕木基礎は正確に高さを調整した後、管を布設し、くさびを打込んで管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。	（１）	受注者は、枕木基礎の高さを正確に調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。	
12-8-6-4	鋼管布設工	12-8-6-4	鋼管布設工	
１．	工場製作	１．	工場製作	
（３）	塗覆装	（３）	塗覆装	
３）	外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、次表のとおりとする。	３）	外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、次表のとおりとする。	
	（表）		（表）	
２．	据 付	２．	据 付	
（３）	塗覆装	（３）	塗覆装	
３）	プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、ＷＳＰ 012－2010プラスチック系を基本とする。	３）	プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、ＷＳＰ 012－2014プラスチック系を基本とする。	
４）	基礎材が砕石の場合に塗覆装の保護を目的とし、ＪＷＷＡ Ｋ 153－2010に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。	４）	基礎材が砕石の場合に塗覆装の保護を目的とし、ＪＷＷＡ Ｋ 153－2014に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。	
第10章	ため池改修工事	第10章	ため池改修工事	
第６節	取水施設工	第６節	取水施設工	
12-10-6-3	取水ゲート工	12-10-6-3	取水ゲート工	
４．	受注者は、スルースバルブの捲揚機について、捲揚オネジ及びメネジがその荷重に耐えられる構造としなければならない。	４．	受注者は、スルースバルブの開閉装置について、おねじ及びめねじがその荷重に耐えられる構造としなければならない。	
５．	受注者は、オネジの軸受部について、開閉が容易に行えるようにベアリングを装置しなければならない。	５．	受注者は、おねじの軸受部について、開閉が容易に行えるようにベアリングを装置しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	章節条項 （項目見出し）	新条文	摘要
６．	受注者は、捲揚機に開閉度を表示する目盛板とハンドルの回転方向による開閉別を区分できる表示板を取付けなければならない。	６．	受注者は、開閉装置に開閉度を表示する目盛板とハンドルの回転方向による開閉別を区分できる表示板を取付けなければならない。	
12-10-6-4	土砂吐ゲート工	12-10-6-4	土砂吐ゲート工	
４．	受注者は、捲揚が円滑に行える構造としなければならない。	４．	受注者は、開閉が円滑に行える構造としなければならない。	
第11章	フィルダム工事	第11章	フィルダム工事	
第９節	監査廊	第９節	監査廊	
12-11-9-5	雑　工	12-11-9-5	雑　工	
	雑工事の施工については、本章12-11-3-2雑工の規定によるものとする。		雑工の施工については、本章11－３－２雑工の規定によるものとする。	
第11節	ボーリンググラウチング工	第11節	グラウチング工	
第12章	コンクリートダム工事	第12章	コンクリートダム工事	
第６節	堤体工	第６節	堤体工	
12-12-6-1	コンクリート材料	12-12-6-1	コンクリート材料	
４．	練り混ぜ	４．	練り混ぜ	
（２）	受注者は、ＪＩＳ Ａ 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）によりミキサの練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認して使用しなければならない。また、試験結果は監督員に提出しなければならない。	（２）	受注者は、ＪＩＳ Ａ 8603-2（コンクリートミキサ-第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認して使用しなければならない。また、試験結果は監督員に提出しなければならない。	
（５）	受注者は、一練りの量及び練り混ぜ時間を、ＪＩＳ Ａ 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材料の差の試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。受注者は、強制練りミキサを用いる場合、ＪＩＳ Ａ 1119により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認し、試験結果を監督員に提出するものとする。	（５）	受注者は、一練りの量及び練り混ぜ時間を、ＪＩＳ Ａ 8603-2（コンクリートミキサ-第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行った上で決定しなければならない。受注者は、強制練りミキサを用いる場合には、ＪＩＳ Ａ 8603-2（コンクリートミキサ-第2部：練混ぜ性能試験方法）により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認し、試験結果を監督員に提出するものとする。	
12-12-6-2	コンクリート打設	12-12-6-2	コンクリート打設	
４．	締固め	４．	締固め	
（３）	受注者は、振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、振動機が下層に入るようにしなければならない。また、振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。	（３）	受注者は、棒状バイブレータを鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、棒状バイブレータが下層に入るようにしなければならない。また、棒状バイブレータを用いてコンクリートを横移動させてはならない。	
（４）	受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわが出ず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一とみられるまで、内部振動を行わなければならない。また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないよ	（４）	受注者は、粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで、締固めを行わなければならない。また、棒状バイブレータは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。	
第７節	ボーリンググラウチング工	第７節	グラウチング工	
第13章	ＰＣ橋工事	第13章	ＰＣ橋工事	
第３節	コンクリート橋架設工	第３節	コンクリート橋架設工	
13－３－２	横組工	13－３－２	横組工	
４．	受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規程によらなければならない。	４．	受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規程によらなければならない。	
（１）	受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規程によるものを使用しなければならない。	（１）	受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規程によるものを使用しなければならない。	
２）	混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。	２）	混和剤は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。	
５）	体積変化率は、体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JHS420-2004）に準じて求める値が-0.5～0.5%の範囲内であることを標準とする。	５）	体積変化率は、ＰＣグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JHS420-2004）に準じて求める値が-0.5～0.5%の範囲内であることを標準とする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	章節条項 （項目見出し）	新条文	摘要
7）	グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	7）	グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	
第４節	橋梁付属物工	第４節	橋梁付属物工	
12-13-4-8	現場塗装工	12-13-4-8	現場塗装工	
8．	受注者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。 塩分付着量の測定結果がNaCl 150mg/㎡以上となった場合は、処置方法について監督員と協議するものとする。	8．	受注者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。 塩分付着量の測定の結果、NaClが50mg/㎡以上となった場合は、処置方法について監督員と協議するものとする。	
9．	受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。	9．	受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。	
（1）	塗布作業時の気温、湿度の制限	（1）	塗装禁止条件	
（4）	風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	（4）	風が強いとき、及び塵埃が多いとき。	
13.	下塗り	13.	下塗り	
（2）	受注者は、塗料の塗り重ねに当たり、先に塗布した塗料が乾燥（硬化）状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。	（2）	受注者は、塗料の塗り重ねに当たっては、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。	
（5）	受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、防錆剤の使用について監督員の承諾を得るものとする。	（5）	受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付や超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、防錆剤の使用について監督員の承諾を得るもと	
15.	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。 ただし、プライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。	15.	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。 ただし、プライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとす	
16.	検査	16.	検査	
（3）	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25箇所（１箇所当たり５点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	（3）	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25箇所（１箇所当たり５点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。 ただし、１ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	
（6）	受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。	（6）	受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。	
4）	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ３条件のうち１つでも不合格の場合、測定箇所を２倍行い、基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。	4）	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ３条件のうち１つでも不合格の場合には、さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。	
第５節	舗装工	第５節	舗装工	
12-13-5-3	グースアスファルト舗装工	12-13-5-3	グースアスファルト舗装工	
9．	受注者は、設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。	9．	受注者は、設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。	
（1）	示方配合されたグースアスファルト混合物は次表の基準値を満足するものでなければならない。	（1）	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は次表の基準値を満足するものでなければならない。	
	（表）グースアスファルト混合物の基準値 ［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。		（表）グースアスファルト混合物の基準値 ［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（（公社）日本道路協会）」を参照する。	
第15章	頭首工工事	第15章	頭首工工事	
第９節	管理橋上部工	第９節	管理橋上部工	
12-15-9-3	ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工	12-15-9-3	ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 （項目見出し）	現行条文	章節条項 （項目見出し）	新条文	摘要
２．	受注者は、ＰＣケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。	２．	受注者は、ＰＣケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。	
（７）	定着具の支圧面をＰＣ鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、ＪＩＳ Ｂ 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	（７）	定着具の支圧面をＰＣ鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、ＪＩＳ Ｂ 0205（一般メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
12-15-9-5	プレキャストブロック桁組立工	12-15-9-5	プレキャストブロック桁組立工	
２．	受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。	２．	受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。	
（１）	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、下表に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	（１）	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、下表に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	
	なお、接着剤の試験方法としては JSCE－H101－2010　プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・規準編（（公社）土木学会）によるものとする。		なお、接着剤の試験方法としては JSCE－H101－2013　プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・規準編（（公社）土木学会）によるものとする。	
	（表）エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準		（表）エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	
（２）	プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油などを取り除くものとする。	（２）	プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油などを取り除くものとす	
第17章	地すべり防止工事	第17章	地すべり防止工事	
第２節	一般事項	第２節	一般事項	
12-17-2-1	適用すべき諸基準	12-17-2-1	適用すべき諸基準	
（４）	地すべり鋼管杭設計要領 斜面防災対策技術協会	（４）	地すべり鋼管杭設計要領（一社）斜面防災対策技術協会	
（５）	地すべり対策技術設計実施要領 斜面防災対策技術協会	（５）	地すべり対策技術設計実施要領（一社）斜面防災対策技術協会	
第12節	アンカー工	第12節	アンカー工	
17－12－３	プレキャスト受圧版	17－12－３	プレキャスト受圧板	
１．	受注者は、凸凹の著しい法面ではプレキャスト受圧版が密着しにくいので、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付け工などで凸凹を少なくした後に施工しなければならない。	１．	受注者は、凸凹の著しい法面ではプレキャスト受圧板が密着しにくいので、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付け工などで凸凹を少なくした後に施工しなければならない。	
２．	受注者は、プレキャスト受圧版を切土面に施工する場合、設計図書に基づいて平滑に切り取らなければならない。切り過ぎた場合には、粘性土を使用し、十分締固め整形しなければならな	２．	受注者は、プレキャスト受圧板を切土面に施工する場合、設計図書に基づいて平滑に切り取らなければならない。切り過ぎた場合には、粘性土を使用し、十分締固め整形しなければならな	
３．	受注者は、プレキャスト受圧版の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険がないよう除去しなければならない。	３．	受注者は、プレキャスト受圧板の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険がないよう除去しなければならない。	
４．	受注者は、プレキャスト受圧版の設置に当たり、基盤との密着を図り、アンカーピン等で滑動しないよう施工しなければならない。	４．	受注者は、プレキャスト受圧板の設置に当たり、基盤との密着を図り、アンカーピン等で滑動しないよう施工しなければならない。	
第18章	ＰＣタンク工事	第18章	ＰＣタンク工事	
第２節	一般事項	第２節	一般事項	
12-18-2-1	適用すべき諸基準	12-18-2-1	適用すべき諸基準	
（２）	プレストレストコンクリート工法設計施工指針　（社）土木学会	（２）	プレストレストコンクリート工法設計施工指針　（公社）土木学会	
（３）	水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説（社）日本水道協会	（３）	水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説（公社）日本水道協会	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）※石川県版								新条文（平成29年版）※石川県版								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	摘要
13	0	0	0	0	1	**第13編**	森林土木編	13	0	0	0	0	1	第13編	森林土木編	
13	1	0	0	0	1	第1章	治山工事	13	1	0	0	0	1	第1章	治山工事	
13	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	13	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
13	1	2	0	1	4		林業・木材製造業労働災害防止協会　林業・木材製造業労働災害防止規程　（平成20年）	13	1	2	0	1	4		林業・木材製造業労働災害防止協会　林業・木材製造業労働災害防止規程　（平成27年）	改訂年度の修正

出来形管理基準及び規格値　新旧対照表

単位：mm

平成27年度

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d=\dfrac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編13.2）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編 6.6)による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、3-3-4-12床版・横組工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	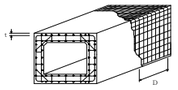	1-3-7-4
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			

平成29年度

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要	改定理由
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d=\dfrac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編 6.6)による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	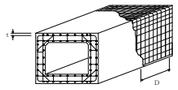	1-3-7-4	参考図書の引用箇所を修正
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上				

出来形管理基準及び規格値　新旧対照表

単位：mm

平成27年度

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	基準高▽	層積	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１箇所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	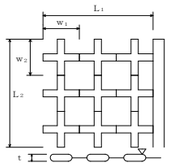	3-2-3-17
							乱積	±ｔ／2			
						厚さｔ		-20	幅、厚さは40個につき１箇所測定。		
						幅 w1 w2	層積	-20			
							乱積	－ｔ／2			
						延長 L1 L2	層積	－200	１施工箇所毎		
							乱積	－ｔ／2			

平成29年度

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	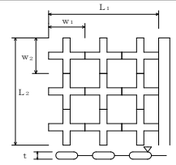	3-2-3-17	層積と乱積を区別し見直し
							厚さｔ	－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。			
							幅W1，W2	－20				
							延長L1，L2	－200	１施工箇所毎			
						乱積	基準高▽	±ｔ／2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	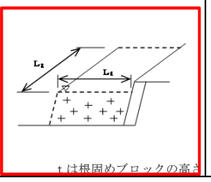		
							延長L1，L2	－ｔ／2	１施工箇所毎			

出来形管理基準及び規格値　新旧対照表

単位：mm

平成27年度											平成29年度												改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	舗装面に対し0～－2	両端及び中央部付近を測定。	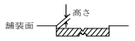	3-2-3-24	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	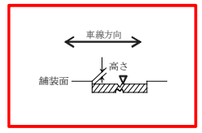	3-2-3-24	測定箇所、測定方法の明確化
						表面の凹凸	3										表面の凹凸	3					
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～－2										仕上げ高さ	舗装面に対し0～－2					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ 据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。	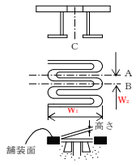	3-2-3-24	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ 据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央の計3点	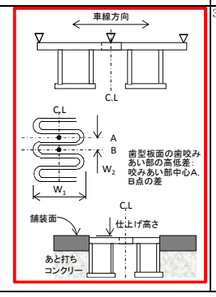	3-2-3-24	測定箇所、測定方法の明確化
						車線方向各点誤差の相対差	3										車線方向各点誤差の相対差	3					
						表面の凹凸	3										表面の凹凸	3					
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2										歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2					
						縦方向間隔W₁	±2										縦方向間隔W₁	±2					
						横方向間隔W₂	±5										横方向間隔W₂	±5					
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～－2										仕上げ高さ	舗装面に対し0～－2					

出来形管理基準及び規格値　新旧対照表

単位：mm

平成27年度											平成29年度											改定理由
編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。		3-2-3-31	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		3-2-3-31	諸基準の改定

出来形管理基準及び規格値　新旧対照表

単位：mm

平成27年度

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射撹拌工) (高圧噴射撹拌工) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50	100本に１箇所。 100本以下は２箇所測定。 １箇所に４本測定。	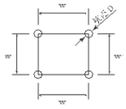	3-2-7-9
						位置・間隔w	D/４以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 ℓ	設計値以上	全本数		

平成29年度

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射撹拌工) (高圧噴射撹拌工) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50	100本に１箇所。 100本以下は２箇所測定。 １箇所に４本測定。	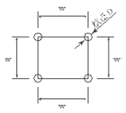	3-2-7-9
						位置・間隔w	D/４以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 ℓ	設計値以上	全本数 L＝ø1－ø2 ø1は改良体先端深度 ø2は改良端天端深度	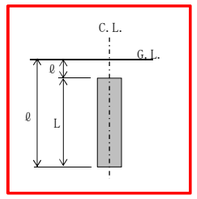	

変更理由：深度の説明を追加

出来形管理基準及び規格値　新旧対照表

単位：mm

平成27年度

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	変更理由
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		8-4-5-10	
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量 ＋10以上				
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	±5	4＋0.5 ×(B-2)			
						水平面の傾き：橋軸方向	1／100				
						水平面の傾き：橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の移動量　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		8-4-5-10	
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量 ＋10以上				
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	±5	4＋0.5 ×(B-2)			
						支承平面の傾き：橋軸方向	1／300				
						支承平面の傾き：橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の移動量　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				

平成29年度

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	変更理由
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		8-4-5-10	表記の修正
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量 ＋10以上				
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：4＋0.5×(B-2)				
						水平面の傾き：橋軸方向	1／100				
						水平面の傾き：橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の移動量　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		8-4-5-10	表記の修正
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量 ＋10以上				
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：4＋0.5×(B-2)				
						支承平面の傾き：橋軸方向	1／300				
						支承平面の傾き：橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の移動量　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				

出来形管理基準及び規格値　新旧対照表

単位：mm

平成27年度

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値(X)	規格値 平均の測定値(X_{10})	測定基準	測定箇所	摘要	変更理由
8 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１箇所の割とし、延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	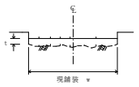 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	8-14-4-5	
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	—	3mプロフィルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

平成29年度

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値(X)	規格値 平均の測定値(X_{10})	測定基準	測定箇所	摘要	変更理由
8 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１箇所の割とし、延長80m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	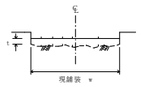 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	8-14-4-5	表記の修正
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	—	3mプロフィルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38,P69,P193～P194	
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197			その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 [2007年制定]舗装標準示方書 舗装編P192				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 [2007年制定]舗装標準示方書 舗装編P192	諸基準の改定に伴う変更
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	諸基準の改定に伴う変更
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P602					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P725	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	適用基準の改定に伴う変更
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	小規模工種での適用について、累積打設量150m³ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後１回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		平成15年10月2日 通達「レディーミクストコンクリートの品質確保について」			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		平成15年10月2日 通達「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m³ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P328				スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P328	重要構造物以外の適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7･･･3個、σ28･･･3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ３）を追加で採取する。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7･･･3個、σ28･･･3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ３）を追加で採取する。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P423、426、434				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P506、509、518	重要構造物以外の適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
	必須		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。			[2007年制定]舗装標準示方書 P265	必須		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。			[2007年制定]舗装標準示方書 P265	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112								コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112						
施工後試験	必須		ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」				テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P335 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものと		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P472～474 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものと		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P560 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左		『非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について』(H24.3.28.国官技第357号)			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左		『非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について』(H24.3.28.国官技第357号)	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左		『非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について』(H24.3.28.国官技第357号)			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左		『非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について』(H24.3.28.国官技第357号)	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
2　ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P5,8,9,10	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P5,8,9,10	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。				鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P14							熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。				鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P14	
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P5,8,9,10	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P5,8,9,10	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P14							熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P14	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P10,11			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。		鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2009年） P10,11	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
3　既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○	道路橋示方書・同解説 Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P551	3　既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○	道路橋示方書・同解説 Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P551	
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		JISハンドブック		施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		JISハンドブック	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。			杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103（試験項目）,126				鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。			杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103（試験項目）,126	
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）			道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103（試験項目）,126				鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）			道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103（試験項目）,126	
		その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103（試験項目）,126			その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103（試験項目）,126	
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P560,561,564 杭基礎施工便覧　平成19年1月　P176,177				鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P560,561,564 杭基礎施工便覧　平成19年1月　P176,177	
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2		道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P560,562,564				鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2		道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 平成24年3月 P560,562,564	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
4　下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78,250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37,38		材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78,250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37,38	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○	舗装施工便覧 P53,250～251				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○	舗装施工便覧 P53,250～251	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない 。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78,250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない 。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78,250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,84,250～251				鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,84,250～251	
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,250～251				道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,250～251	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
4　下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P38	4　下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P38	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。				施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		舗装施工便覧 P262				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		舗装施工便覧 P262	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。					その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P53				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P53	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下				アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下				アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P250～251,262				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P250～251,262	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
5　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251 舗装再生便覧 P18	5　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251 舗装再生便覧 P18	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251				鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53,250～251				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53,250～251	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
5　上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,250～251		材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,250～251	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下			○	舗装施工便覧 P54,84,250～251,~~297~~				鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下			○	舗装施工便覧 P54,84,250～251,~~297~~	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,84,250～251				鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,84,250～251	
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,84,250～251				鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,84,250～251	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
5　上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251	5　上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P29,250～251				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P29,250～251	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		（規格値） 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 （試験基準） 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		（規格値） 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 （試験基準） 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
5　上層路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262,250～251	5　上層路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262,250～251	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	75μmふるい：±6%以内				舗装施工便覧 P262,250～251				粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	75μmふるい：±6%以内				舗装施工便覧 P262,250～251	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。					その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P84,262				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P84,262	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				舗装施工便覧 P262				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				舗装施工便覧 P262	
6　アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる							6　アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる							
7　セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P78,84,250～251	7　セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P78,84,250～251	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78,85,250～251				骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78,85,250～251	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧［4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートで1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P78,85,250～251				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧［4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートで1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P78,85,250～251	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
7　セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262,250～251	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262,250～251	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262,250～251			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262,250～251	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。					現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。				(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262,250～251			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262,250～251	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）								
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準
8　アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P28,250～251
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○	舗装施工便覧 P35,250～251
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P35,250～251
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36,250～251
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P36,250～251
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下			○	舗装施工便覧 P36,250～251
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			○	舗装施工便覧 P36,250～251

工　種	改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
8　アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P28,250～251	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○	舗装施工便覧 P35,250～251	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P35,250～251	
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36,250～251	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P36,250～251	
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下			○	舗装施工便覧 P36,250～251	
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			○	舗装施工便覧 P36,250～251	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
8　アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31,250～251	8　アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31,250～251	
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P31,250～251				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P31,250～251	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下			○	舗装施工便覧 P28,31,250～251				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下			○	舗装施工便覧 P28,31,250～251	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251	
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251				針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251	
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251				軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251	
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251				伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251				トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251				引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251				薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○	舗装施工便覧 P19,250～251				蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○	舗装施工便覧 P19,250～251	
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251				密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19,21,250～251	
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P21,250～251				高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P21,250～251	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192				○	舗装施工便覧 P21,250～251				60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192				○	舗装施工便覧 P21,250～251	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P21,250～251				タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P21,250～251	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）								
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準
8　アスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263,250～251
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 P263,250～251
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263,250～251
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	舗装施工便覧 P263
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-91	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		（規格値） 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 （試験基準） 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		舗装施工便覧 P110,263
			外観検査（混合物）	目視					舗装施工便覧 P263
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧［1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			

工　種	改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
8　アスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263,250～251	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 P263,250～251	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263,250～251	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	舗装施工便覧 P263	
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-91	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		（規格値） 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 （試験基準） 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		舗装施工便覧 P110,263	
			外観検査（混合物）	目視					舗装施工便覧 P263	
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧［1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回				

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
9　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初			舗装施工便覧 P144	9　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初			舗装施工便覧 P144	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%				舗装施工便覧 P144				マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%				舗装施工便覧 P144	
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%				舗装施工便覧 P144				ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%				舗装施工便覧 P144	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。		転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P50				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。		転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P50	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P50				コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P50	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○	舗装施工便覧 P40,42			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○	舗装施工便覧 P40,42	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54				骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P48				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P48	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P17				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P17	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下 （ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下 （ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 P43,251				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 P43,251	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 舗装施工便覧 P40,251				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193 舗装施工便覧 P40,251	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191 舗装施工便覧P41,P43,P251				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191 舗装施工便覧P41,P43,P251	
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下			○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191 舗装施工便覧P41,P43,P251				骨材中に含まれる密度1.95g/cm3の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下			○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191 舗装施工便覧P41,P43,P251	JIS改正に伴う試験項目の名称を変更
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P602					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P725	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）										改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200		製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： 　コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 　コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 　圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 　空気量平均値からの差：10%以下 　スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： 　コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 　コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,P196	適用基準の改定に伴う変更
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2010年制定]コンクリート標準示方書　規準編（土木学会規準）P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200					連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○					細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○			
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54		施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54	
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%				転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54				マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%				転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54	
			ランマー突き固め試験						転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54				ランマー突き固め試験						転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54,60				コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54,60	
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54				温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月 P54	
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3箇所）			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月				現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3箇所）			転圧コンクリート舗装技術指針（案）　平成2年10月	
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m2に1個の割合でコアーを採取して測定							コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m2に1個の割合でコアーを採取して測定				

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
10　グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251	10　グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 P28,250～251				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 P28,250～251	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251				粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○	舗装施工便覧 P35,250～251				フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○	舗装施工便覧 P35,250～251	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P35,250～251				フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P35,250～251	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251		その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29,250～251	
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22,250～251				針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22,250～251	
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	舗装施工便覧 P22,250～251				軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	舗装施工便覧 P22,250～251	
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○	舗装施工便覧 P22,250～251				伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○	舗装施工便覧 P22,250～251	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	舗装施工便覧 P22,250～251				トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	舗装施工便覧 P22,250～251	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	舗装施工便覧 P22,250～251				引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	舗装施工便覧 P22,250～251	
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	舗装施工便覧 P22,250～251				蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	舗装施工便覧 P22,250～251	
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3			○	舗装施工便覧 P22,250～251				密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3			○	舗装施工便覧 P22,250～251	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
10　グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206	10　グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206	
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）			○	舗装施工便覧 P206				リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）			○	舗装施工便覧 P206	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P198				ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P198	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10-3以上			○	土木工事共通仕様書 P198				曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10-3以上			○	土木工事共通仕様書 P198	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263,250～251				粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263,250～251	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 P263,250～251				粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度				舗装施工便覧 P263,250～251	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263,250～251				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263,250～251	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 P207,263				温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 P207,263	
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）				舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）			
11　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	11　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155,[4]-158	設計図書による。				舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217				CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155,[4]-158	設計図書による。				舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
施工		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			~~舗装施工便覧 P265~~ 道路土工盛土工指針　平成22年4月　P218～221	施工		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			~~舗装施工便覧 P265~~ 道路土工盛土工指針　平成22年4月　P218～221	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）					または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とす2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による					「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とす2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		舗装施工便覧 P265 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220				プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		舗装施工便覧 P265 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
11　路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	11　路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220				含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良個所について実施			~~道路土工施工指針 P259~~				たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良個所について実施			~~道路土工施工指針 P259~~	
12　表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			12　表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月　P218～221		施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月　P218～221	
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）					または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による					「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220				含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良個所について実施。							たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良個所について実施。				
13　固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			13　固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。						ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。						施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。			試料をボーリングで採取するための費用について、別途協議と認識されることを防止する。

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
14　アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日				施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日				
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96	
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P109,110			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P109,110	
			確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P111			確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P111	
	その他		その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P112,113	その他		その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P112,113	
15　補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P32			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P32	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P35			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P35	
	その他		土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P37	その他		土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P37	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法 または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点 １．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアルP170 道路土工盛土工指針　平成22年4月　P218～222 道路土工擁壁工指針　平成24年7月　P280 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案） 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法 または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点 １．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアルP170 道路土工盛土工指針　平成22年4月　P218～222 道路土工擁壁工指針　平成24年7月　P280 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案） 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
16　吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	16　吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38,P69,P193～194 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（社）全国特定法面保護協会 P57,P71	
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197			その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（社）全国特定法面保護協会	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（社）全国特定法面保護協会 P57,P71	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	適用基準の改定に伴う変更
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（社）全国特定法面保護協会	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（社）全国特定法面保護協会	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P602					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P725	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
16　吹付工	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			16　吹付工	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		のり枠工の設計・施工指針（改訂版） 平成25年10月（社）全国特定法面保護協会	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上							粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上				
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200			その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P92,P196	適用基準の改定に伴う変更
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200					連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	小規模工種での適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201				スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P297	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアーを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316 のり枠工の設計・施工指針（改訂版） 平成18年11月（社）全国特定法面保護協会 P55,P68		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアーを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P301 のり枠工の設計・施工指針（改訂版） 平成25年10月（一社）全国特定法面保護協会 P57,P69	小規模工種での適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。							コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
17　現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	17　現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38,P69,P193～194 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（一社）全国特定法面保護協会 P57,P71	
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197			その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（一社）全国特定法面保護協会	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（一社）全国特定法面保護協会 P57,P71	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下 スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	適用基準の改定に伴う変更
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（一社）全国特定法面保護協会	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（一社）全国特定法面保護協会	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P602					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P725	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）								
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準
17　現場吹付法枠工	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本　吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成18年11月（社）全国特定法面保護協会 P55,P68
	その他	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P423、426，434
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

工　種	改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
17　現場吹付法枠工	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（一社）全国特定法面保護協会	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	適用基準の改定に伴う変更
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P297	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本　吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P301 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（一社）全国特定法面保護協会 P57,P71	小規模工種での適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
	その他	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 のり枠工の設計・施工指針（改訂版）平成25年10月（一社）全国特定法面保護協会 P57,P71	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P506，509，518	重要構造物以外の適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
18　河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267	18　河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					河川土工マニュアル P267				土粒子の密度試験	JIS A 1202					河川土工マニュアル P267	
			土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267				土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	
			土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267				土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	
			土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267				土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。			河川土工マニュアルP73～76,267	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアルP73～76,267	①小断面で施工延長が長いときに試験頻度が極端に多くなるため、現場の実態にあった検査頻度にする。 ②平均値で判定するが、規格値を著しく下回った場合の記載が必要である（19 海岸土工、20 砂防土工には摘要欄の記載がある）。
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）					または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による					「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			河川土工マニュアル P267			その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			河川土工マニュアル P267	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
19　海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267	19　海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					河川土工マニュアル P267				土粒子の密度試験	JIS A 1202					河川土工マニュアル P267	
			土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267				土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			河川土工マニュアル P267				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			河川土工マニュアル P267	
			土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267				土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	
			土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267				土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアルP73～76,267		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアルP73～76,267	①規格値、試験基準を18 河川土工と同様にする必要がある。 ②小断面で施工延長が長いときに試験頻度が極端に多くなるため、現場の実態にあった検査頻度にする。
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）						または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による						「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			河川土工マニュアル P267			その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			河川土工マニュアル P267	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267	
20　砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			河川土工マニュアル P267	20　砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			河川土工マニュアル P267	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアルP73～76,267		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアルP73～76,267	①19 海岸土工、20 砂防土工の「現場密度の測定」における「規格値」、「試験基準」を18 河川土工に合わせる。 ②小断面で施工延長が長いときに試験頻度が極端に多くなるため、現場の実態にあった検査頻度の設定に変更する。
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）						または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による						「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
21　道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	21　道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
			CBR試験（路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217				CBR試験（路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217				土粒子の密度試験	JIS A 1202					道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
			土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217				土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~	
			土の圧密試験	JIS A 1217					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~				土の圧密試験	JIS A 1217					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~	
			土の透水試験	JIS A 1218					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~				土の透水試験	JIS A 1218					~~道路土工要領 P311~~ ~~道路土工施工指針 P259~~	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
21　道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月　P218～222	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月　P218～222	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
21　道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	21　道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220				含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時			道路土工盛土工指針　平成22年4月 P220	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 （ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良個所について実施			~~道路土工施工指針 P259~~				たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 （ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良個所について実施			~~道路土工施工指針 P259~~	
22　捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石　：約2g/cm3未満	○		22　捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石　：約2g/cm3未満	○		
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上	○					岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上	○		
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○					岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○		
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック			その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック	
23　コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	23　コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38,P69,P193～194	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P52,53			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,193～194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47,48	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 ダムコンクリート編 P49,54				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P44～45, 50	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下（ただし、砕石で失われるものが砕石粉の場合は1.5%以下） 細骨材：5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P51,54				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47,50	適用基準の改定に伴う変更

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P54				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P50	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P51,54				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 50	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P50,52				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,193～194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P45, 48～49	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 ダムコンクリート編 P53				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P49	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P602					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P725	
23　コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	23　コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 ：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	適用基準の改定に伴う変更
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200					連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○					細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）								
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（平成１５年１０月２日）
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認め	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P423, 426, 434 [2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P37
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P38～40
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			
	その他		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m3以上		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			

工　種	改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（平成１５年１０月２日）	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認め	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	小規模工種での適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P506, 509, 518 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P33	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。			[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P34～35	
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。				
	その他		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m3以上			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
24　覆工コンクリート(NATM)	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	24　覆工コンクリート(NATM)	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38,P69,P193～194	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194	適用基準の改定に伴う変更
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	適用基準の改定に伴う変更
24　覆工コンクリート(NATM)		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197	24　覆工コンクリート(NATM)		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P602					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P725	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
	製造（プラント）する場合は除く）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	製造（プラント）する場合は除く）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	適用基準の改定に伴う変更
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後１回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25ｍｍの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（平成１５年１０月２日）			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25ｍｍの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（平成１５年１０月２日）	重要構造物以外の適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3から150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7･･･3個、σ28･･･3個）とする。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3から150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7･･･3個、σ28･･･3個）とする。			[2012制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P423,426,434			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P506, 509, 518	重要構造物以外の適用について、累積打設量150㎥ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。						コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　品質に異常が認められた場合に行う。						コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　品質に異常が認められた場合に行う。				

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216		施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」				テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P335 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものと		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P472～474 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものと		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P560 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	
25　吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	25　吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38,P69,P193～194	
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237				その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○	トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237				骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○	トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237	適用基準の改定に伴う変更
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P193 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,P50,P193～194 トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237	
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 工事開始前、工事中1回/月以上		○	トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237				粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 工事開始前、工事中1回/月以上		○	トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P602					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集） P725	
25　吹付けコンクリート(NATM)	製造する場合（プラント）は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	25　吹付けコンクリート(NATM)	製造する場合（プラント）は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	
	ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196	適用基準の改定に伴う変更
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200					連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準） P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○					細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○		
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198～199	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日,28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 トンネル標準示方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日,28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P298 トンネル標準示方書［山岳工法編］・同解説 2006 P237	
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201			その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m³ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編（JIS規格集）P506, 509, 518	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m³ごとに１回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。							コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
26　ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P239	26　ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説 2006 P239	
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説　2006　P241		施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説　2006　P241	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説　2006　P241				モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説　2006　P241	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両			トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説　2006　P241				ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両			トンネル標準仕方書［山岳工法編］・同解説　2006　P241	
27　路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P250,251 舗装再生便覧 P72	27　路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P250,251 舗装再生便覧 P72	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217				土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針　平成22年4月 P217	
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195			その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191～192	
施工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91,135,136	施工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91,135,136	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P77,91				土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P77,91	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。		舗装再生便覧 P73,91				CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。		舗装再生便覧 P73,91	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日			舗装再生便覧 P91				含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日			舗装再生便覧 P91	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）								
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準
28　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 P95
			旧アスファルトの軟化点						舗装再生便覧 P95
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91					舗装再生便覧 P95
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 P95
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238					舗装再生便覧 P95
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14					舗装再生便覧 P95
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P179,97 舗装再生便覧 P100
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10　98%以上 X6　98%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P111,135,136
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183 舗装再生便覧 P108,111
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎			舗装再生便覧 P111
	その他		粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内				舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内				舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111

工　種	改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
28　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 P95	
			旧アスファルトの軟化点						舗装再生便覧 P95	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91					舗装再生便覧 P95	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 P95	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238					舗装再生便覧 P95	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14					舗装再生便覧 P95	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P179,97 舗装再生便覧 P100	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10　98%以上 X6　98%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P111,135,136	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183 舗装再生便覧 P108,111	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎			舗装再生便覧 P111	
	その他		粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内				舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内				舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
29　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,119,188～191,250～251		材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,119,188～191,250～251	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,28				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,28	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29				粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○	舗装施工便覧 P250～251,34				フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○	舗装施工便覧 P250～251,34	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,35				フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,35	
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251,36			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251,36	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧［2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,36				フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧［2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,36	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,31 ~~排水性舗装技術指針（案）P20~~				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,31 ~~排水性舗装技術指針（案）P20~~	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,28,31				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,28,31	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29	
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm）以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21				針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm）以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21	
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21				軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21	
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）			○	舗装施工便覧 P250～251,21				伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）			○	舗装施工便覧 P250～251,21	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21				引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21	
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,21				薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,21	
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21				薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧［2]-244	タフネス：20N・m			○	舗装施工便覧 P250～251,21				タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧［2]-244	タフネス：20N・m			○	舗装施工便覧 P250～251,21	
			密度試験	JIS K 2207				○	舗装施工便覧 P250～251,21				密度試験	JIS K 2207				○	舗装施工便覧 P250～251,21	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263,250～251		プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ未満(コンクリートでは1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263,250～251	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	舗装施工便覧 P263,250～251				粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	舗装施工便覧 P263,250～251	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263,250～251				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263,250～251	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○					温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○		
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255			その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255				ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255				ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧［3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	舗装施工便覧 P124				カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧［3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	舗装施工便覧 P124	
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）				舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）			
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧［1]-122	X_{10}　1,000mL/15sec以上 X10　300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m2ごと。			・「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令」（H13.6.26 省令第103号）第6条 ・舗装設計施工指針 H18 P137				現場透水試験	舗装調査・試験法便覧［1]-122	X_{10}　1,000mL/15sec以上 X10　300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m2ごと。			・「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令」（H13.6.26 省令第103号）第6条 ・舗装設計施工指針 H18 P137	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-97	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		舗装施工便覧P263、P250～251 舗装設計施工指針 P312					現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-97	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		舗装施工便覧P263、P250～251 舗装設計施工指針 P312	
			外観検査（混合物）	目視		随時			舗装施工便覧 P263				外観検査（混合物）	目視		随時			舗装施工便覧 P263	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
30　プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500ｔごとに1回。		○	舗装再生便覧 P60	30　プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500ｔごとに1回。		○	舗装再生便覧 P60	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上			○	舗装再生便覧 P11,60				再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上			○	舗装再生便覧 P11,60	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回。 １日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は2回。 １日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1		○	舗装再生便覧 P11,60				再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回。 １日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は2回。 １日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1		○	舗装再生便覧 P11,60	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500ｔごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○	舗装再生便覧 P11,60				再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500ｔごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○	舗装再生便覧 P11,60	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P24				再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P24	
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P59,60,61		プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P59,60,61	
			粒度（75μmフルイ）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59,60,61				粒度（75μmフルイ）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59,60,61	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59,60,61				再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59,60,61	
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28			その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28				ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28				ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時			舗装再生便覧P60,61		舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時			舗装再生便覧P60,61	
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		舗装再生便覧P60,61				温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		舗装再生便覧P60,61	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アスしょりの場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		舗装再生便覧P60,61,135,136				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アスしょりの場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		舗装再生便覧P60,61,135,136	
31　工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○		31　工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○		
			機械試験（ＪＩＳマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。						機械試験（ＪＩＳマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。			
			外観検査（付属部材）	目視及び計測									外観検査（付属部材）	目視及び計測						

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）										改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
32　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ　50μm以下 二次部材の最大表面粗さ　100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2001）に規定する最大高さ粗さRZとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440	32　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ　50μm以下 二次部材の最大表面粗さ　100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2001）に規定する最大高さ粗さRZとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440				ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440				スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440	
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440				上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440	
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）							その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）					
			ベベル精度	計測器による計測									ベベル精度	計測器による計測						
			真直度										真直度							
33　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460	33　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460	
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460				型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460				衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460				マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460	
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6外部きず検査　18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,473,478				非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6外部きず検査　18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,473,478	

平成２９年度 品質管理基準 新旧対照表

工　種	改定案（平成27年4月）									改定（平成29年4月）									改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認	摘要基準	
33　溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460	33　溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459,460	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459				引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459				曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P477				突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P477	
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472				外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる			磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するＴ継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき３個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個とし	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472				外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するＴ継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき３個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個とし	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472				外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472				外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による			「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472				外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、１溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472				外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、１溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15　：　h≦3 15≦B<25　：　h≦4 25≦B　：　h≦（4/25）・B				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473				外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15　：　h≦3 15≦B<25　：　h≦4 25≦B　：　h≦（4/25）・B				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473	
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が０.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えては				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473				外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が０.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えては				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473	
	その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473,474		その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473,474	

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月）　一部改正新旧対照表

頁	改　正　後	現　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-27	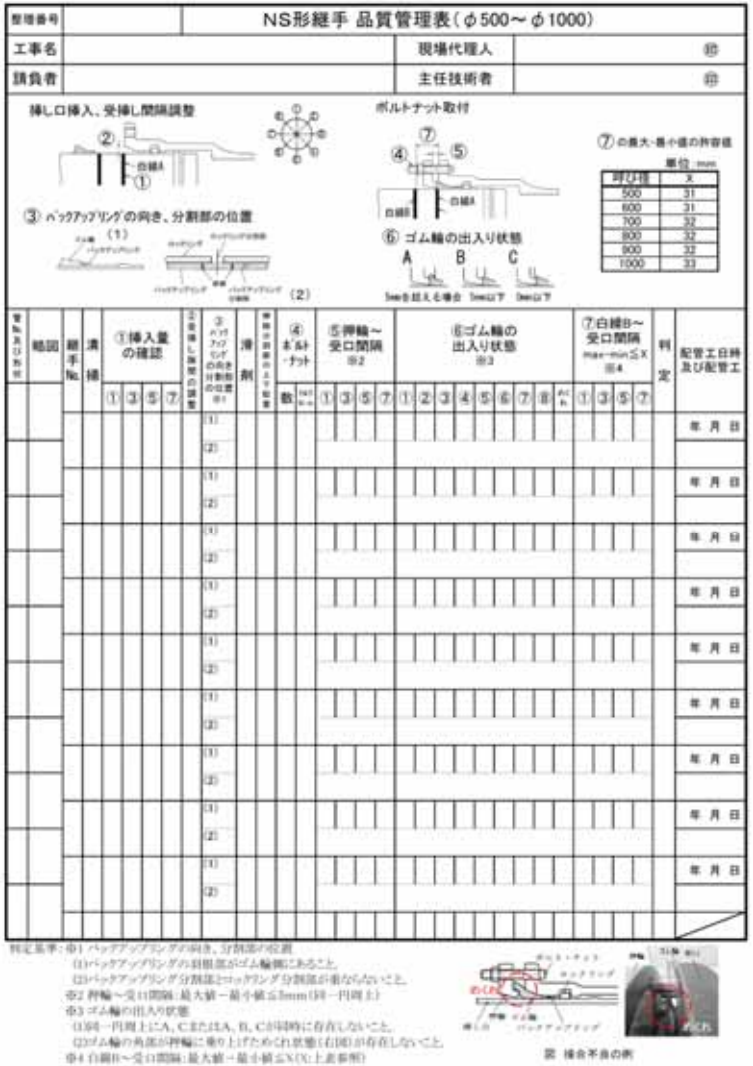 NS形継手 品質管理表（φ500～φ1000） 整理番号 工事名 請負者 現場代理人 主任技術者 挿し口挿入、受挿し間隔調整 ボルトナット取付 ⑦の最大-最小値の許容値 単位：mm 呼び径 X 500 31 600 31 700 32 800 32 900 32 1000 33 ③ バックアップリングの向き、分割部の位置 ⑥ ゴム輪の出入り状態 A B C 5mmを超えた場合 5mm以下 0mm以下 管No.及び記号 略図 継手No. 清掃 ①挿入量の確認 ②バックアップリングの向き分割部の位置 滑剤 ④ボルト・ナット ⑤押輪～受口間隔 ⑥ゴム輪の出入り状態 ⑦白線B～受口間隔 max-min≦X 判定 配管工日時及び配管工 年 月 日 判定基準：※1 バックアップリングの向き、分割部の位置 (1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。 (2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。 ※2 押輪～受口間隔：最大値－最小値≦3mm（同一円周上） ※3 ゴム輪の出入り状態 (1)同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。 (2)ゴム輪の角部が押輪に乗り上げたためこれ状態（右図）が存在しないこと。 ※4 白線B～受口間隔：最大値－最小値≦X（X：上表参照） 図 接合不良の例	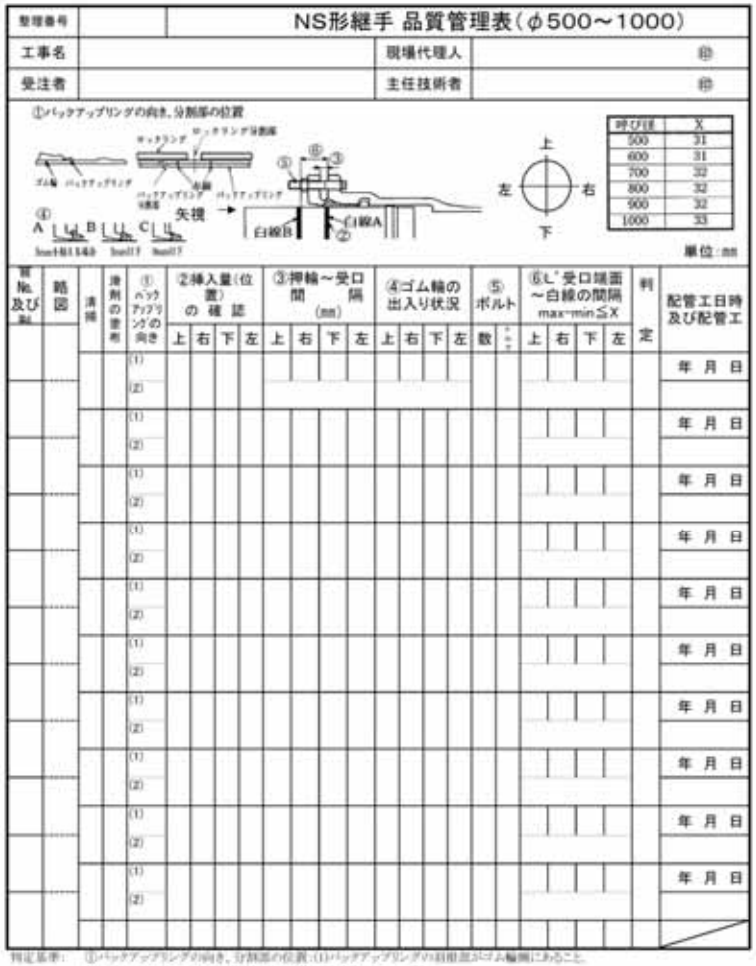 NS形継手 品質管理表（φ500～1000） 整理番号 工事名 受注者 現場代理人 主任技術者 ①バックアップリングの向き、分割部の位置 矢視 上 左 右 下 呼び径 X 500 31 600 31 700 32 800 32 900 32 1000 33 単位：mm 管No.及び記号 略図 清掃 滑剤の塗布 ①バックアップリングの向き ②挿入量（位置）の確認 ③押輪～受口間隔 ④ゴム輪の出入り状況 ⑤ボルト ⑥L'受口端面～白線の間隔 max-min≦X 判定 配管工日時及び配管工 年 月 日 判定基準：①バックアップリングの向き、分割部の位置：(1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。 (2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。 ②直管：挿入量確認：白線Aの中に受口端面があること。 異形管及びランナー：挿入量確認：現場で明示した白線上受け口端面があること。 ③押輪～受口間隔：最大値－最小値≦3mm（同一円周上） ④ゴム輪の出入状態：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。 ⑤白線B～受口間隔：最大値－最小値≦X（X：上表参照）

頁	改　正　後	現　　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-28	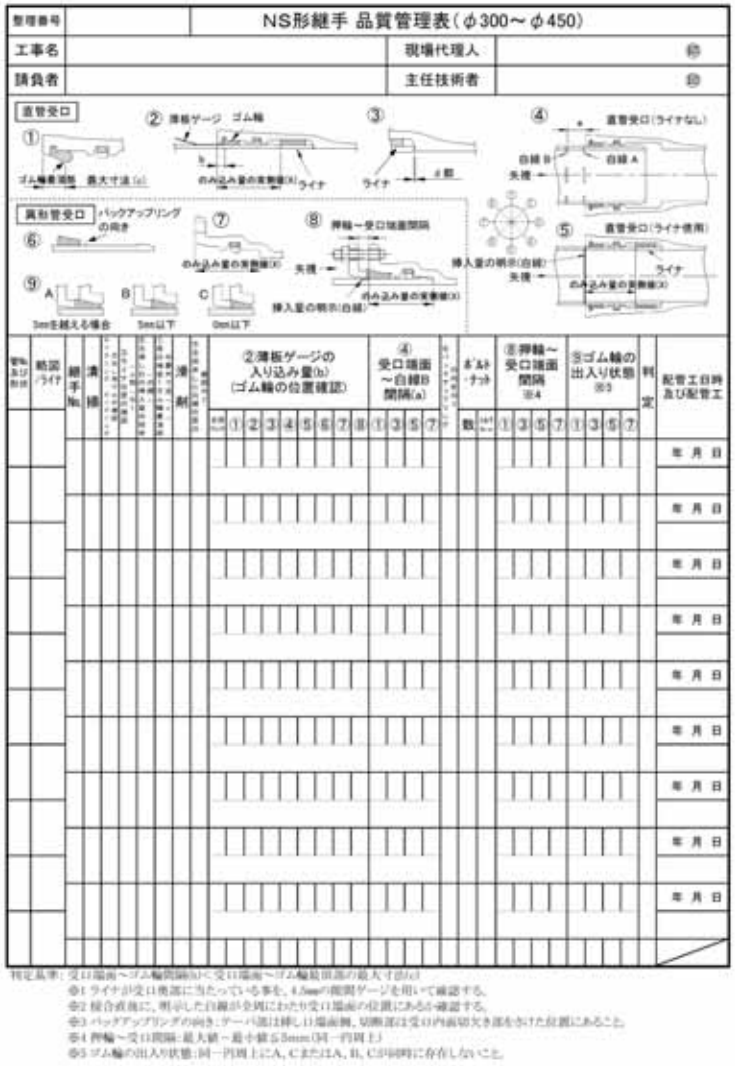 NS形継手 品質管理表（φ300～φ450） 整理番号 工事名 請負者 現場代理人 主任技術者 直管受口 異形管受口 ②薄板ゲージの入り込み量(b)（ゴム輪の位置確認） ④受口端面～白線B間隔(a) ③押輪～受口端面間隔 ※4 ⑤ゴム輪の出入り状態 ※5 配管工日時及び配管工 年 月 日 判定基準：受口端面～ゴム輪間隔(b)＜受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c) ※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。 ※2 接合直後に、明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあると確認する。 ※3 バックアップリングの向き：テーパ面は挿し口端面側、切断面は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。 ※4 押輪～受口間隔：最大値～最小値≦5mm（同一円周上） ※5 ゴム輪の出入り状態：同一円周上にA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。	（記載なし）

頁	改　正　後	現　　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-29	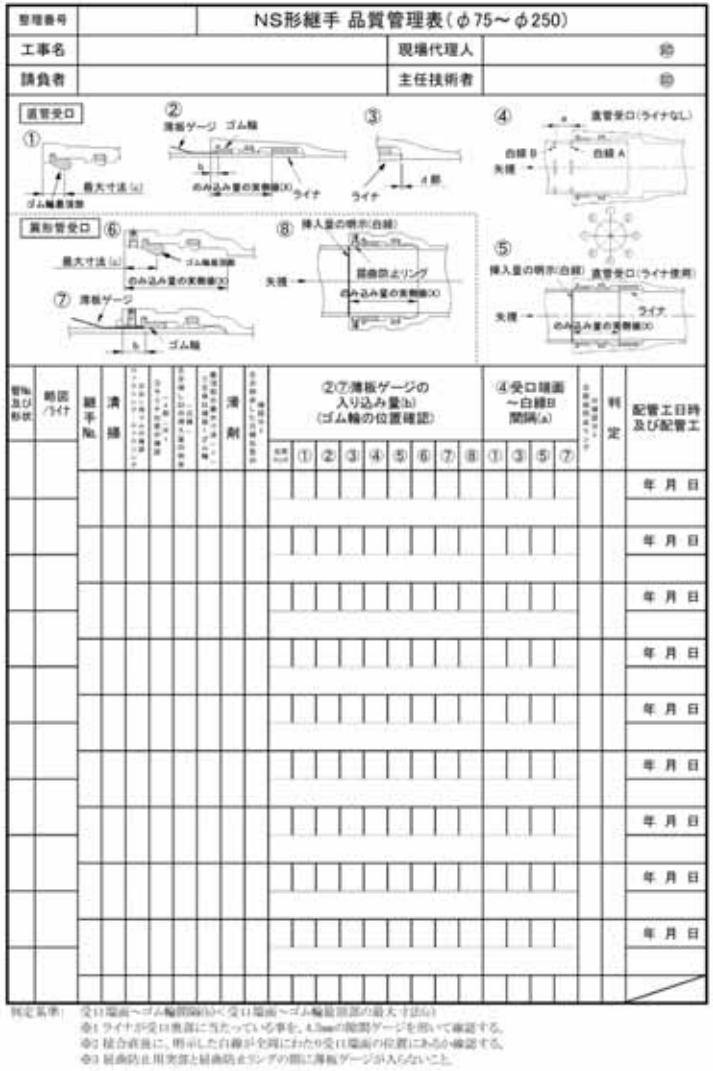 NS形継手 品質管理表（φ75～φ250） 整理番号 工事名 請負者 現場代理人 主任技術者 直管受口 異形管受口 ②⑦薄板ゲージの入り込み量(b)（ゴム輪の位置確認） ④受口端面～白線B間隔(a) 継手No. 清掃 清剤 判定 配管工日時及び配管工 年 月 日 判定基準：受口端面～ゴム輪間隔(b)＜受口端面～ゴム輪最突部の最大寸法(a) ※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。 ※2 接合直後に、明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。 ※3 屈曲防止用突部と屈曲防止リングの間に薄板ゲージが入らないこと。	（記載なし）

頁	改　正　後	現　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-30	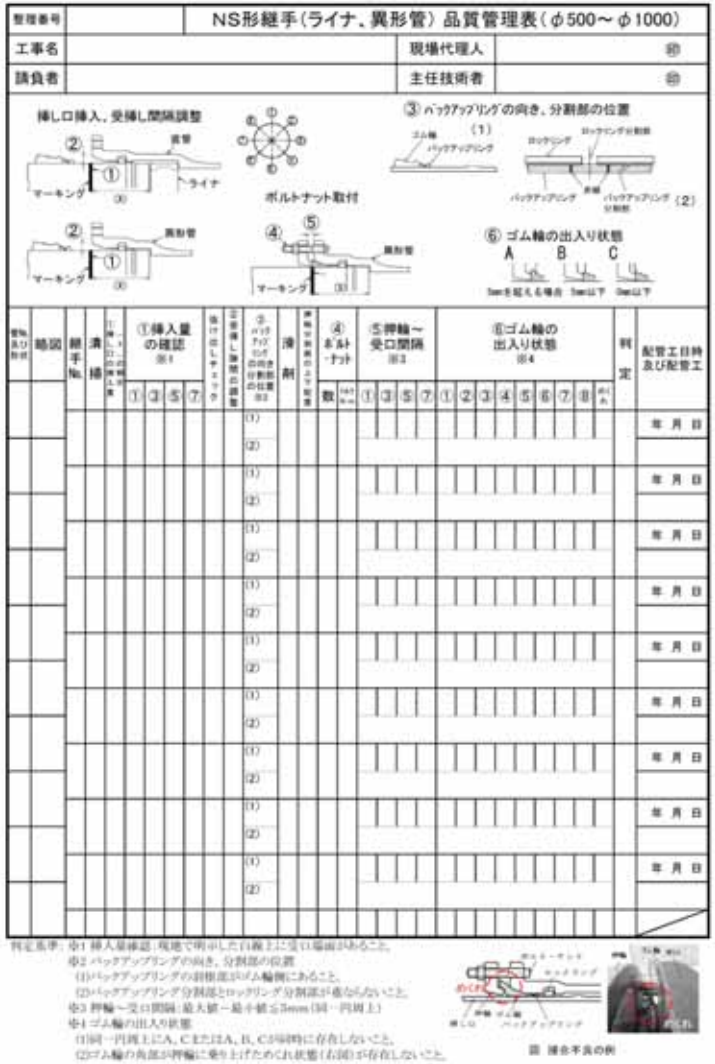	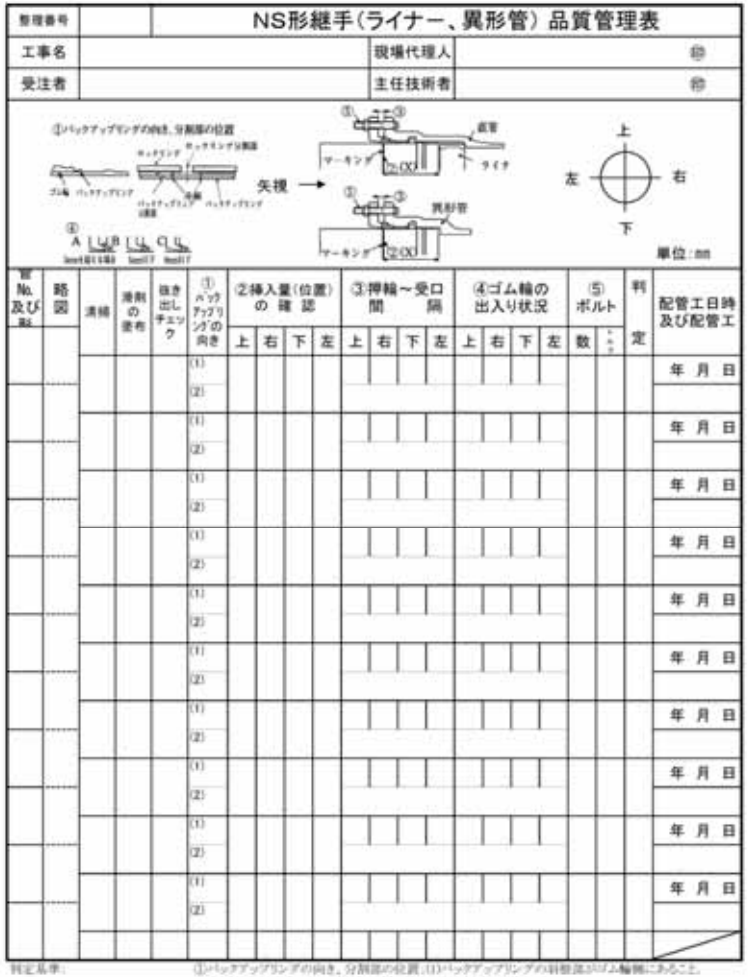

頁	改　正　後	現　　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-31	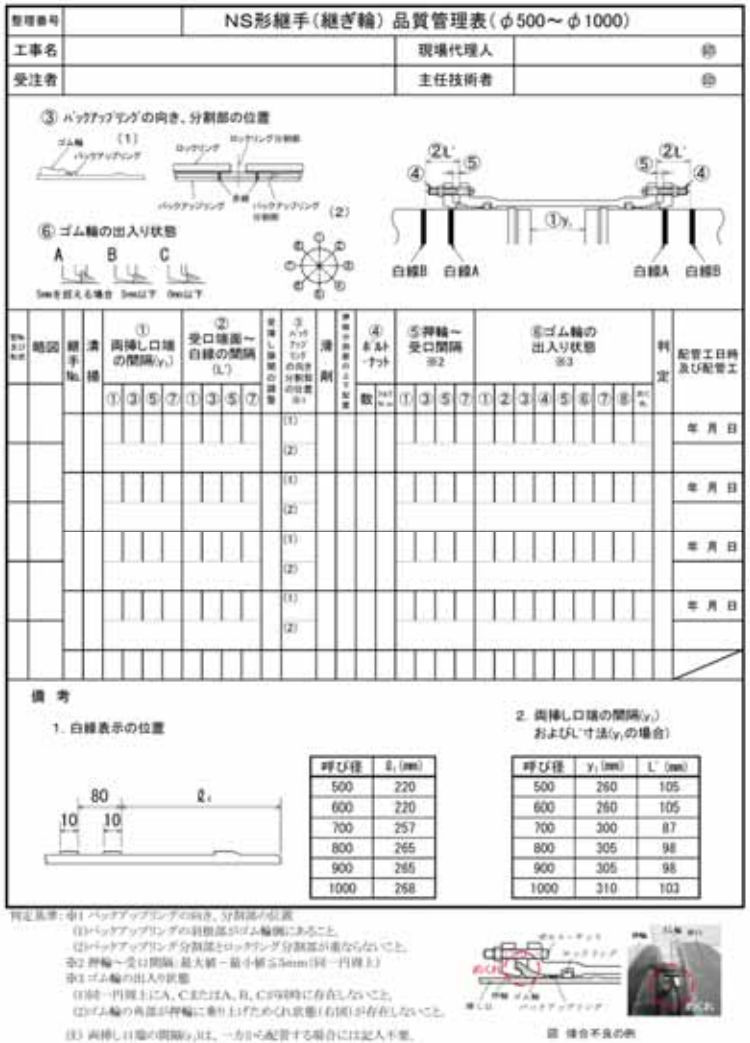 NS形継手（継ぎ輪）品質管理表（φ500～φ1000） 整理番号 / 工事名 / 受注者 / 現場代理人 / 主任技術者 ③ バックアップリングの向き、分割部の位置 ⑥ ゴム輪の出入り状態 白線B 白線A ①両挿し口端の間隔(y_1) / ②受口端面～白線の間隔(L') / ③バックアップリングの向き分割部の位置 / 清掃 / 塗剤 / ④ボルト・ナット / ⑤押輪～受口間隔 ※2 / ⑥ゴム輪の出入り状態 ※3 / 判定 / 配管工日時及び配管工 備考 1. 白線表示の位置 2. 両挿し口端の間隔(y_1)およびL'寸法(y_1の場合) 判定基準：※1 バックアップリングの向き、分割部の位置 (1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。 (2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。 ※2 押輪～受口間隔：最大値－最小値≦5mm(同一円周上) ※3 ゴム輪の出入り状態 (1)同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。 (2)ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態(右図)が存在しないこと。 注1) 両挿し口端の間隔(y_1)は、一方から配管する場合には記入不要。 L'(受口端面～白線の間隔)は、せめ配管の場合には記入不要。 図 接合不良の例	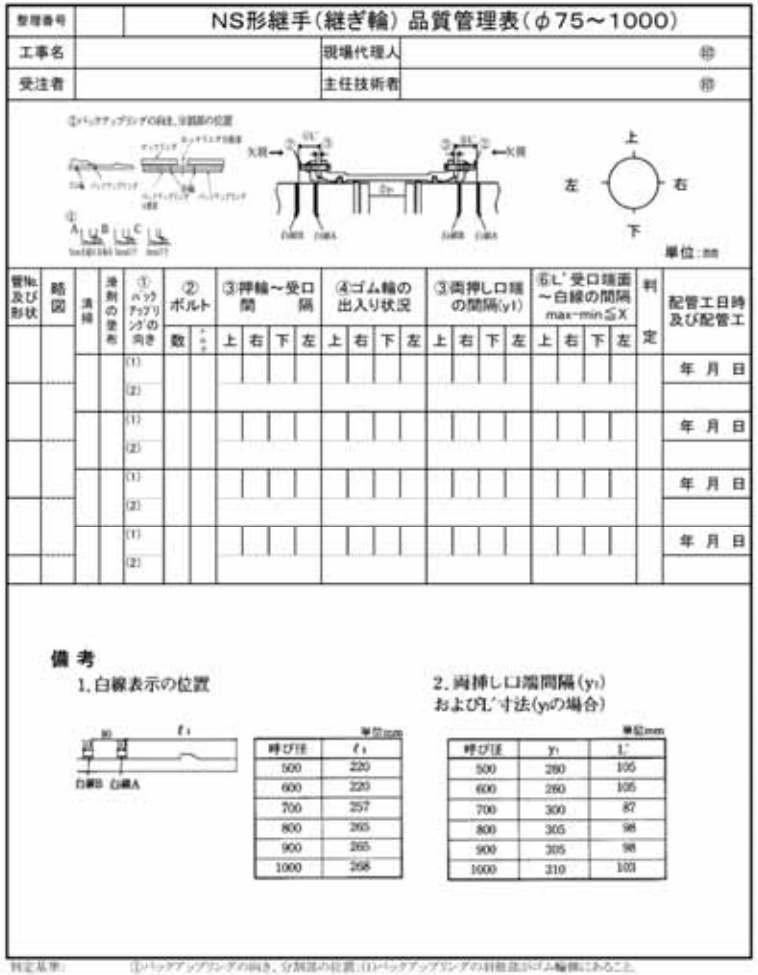 NS形継手（継ぎ輪）品質管理表（φ75～1000） 整理番号 / 工事名 / 受注者 / 現場代理人 / 主任技術者 単位：mm 管No.及び形状 / 略図 / 清掃 / 塗剤の塗布 / ①バックアップリングの向き / ②ボルト(数) / ③押輪～受口間隔 / ④ゴム輪の出入り状況 / ③両押し口端の間隔(y_1) / ⑥L'受口端面～白線の間隔 max−min≦X / 判定 / 配管工日時及び配管工 備考 1. 白線表示の位置 2. 両挿し口端間隔(y_1)およびL'寸法(y_1の場合) 判定基準： ①バックアップリングの向き、分割部の位置：(1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。 (2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。 ②押輪～受口間隔：最大値－最小値≦5mm(同一円周上) ③ゴム輪の出入状態：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。 注1)両押し口端の間隔(y_1)は、一方から配管する場合には記入不要。 L'(受口端面～白線の間隔)は、せめ配管の場合には記入不要。

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月）　一部改正新旧対照表

頁	改　正　後	現　　行
	３．施工管理記録様式	３．施工管理記録様式
3-32	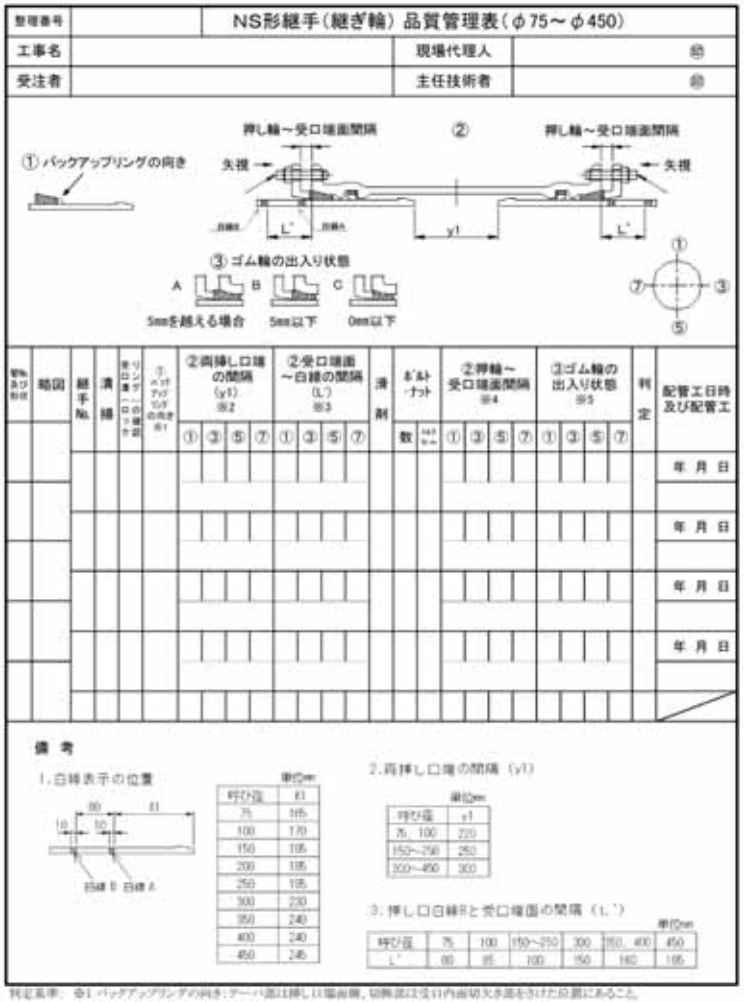 整理番号　NS形継手（継ぎ輪）品質管理表（φ75～φ450） 工事名　現場代理人　㊞ 受注者　主任技術者　㊞ ① バックアップリングの向き　押し輪～受口端面間隔　② 押し輪～受口端面間隔　矢視　矢視　L'　y1　L' ③ ゴム輪の出入り状態　A　B　C　5mmを越える場合　5mm以下　0mm以下 管No.及び形状　略図　継手No.　清掃　受口端～ロック　③バックアップリングの向き※1　②両挿し口端の間隔（y1）※2　②受口端面～白線の間隔（L'）※3　滑剤　ボルト・ナット　数　②押輪～受口端面間隔※4　③ゴム輪の出入り状態※5　判定　配管工日時及び配管工 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 備考 1.白線表示の位置　単位mm　呼び径　ℓ1　75　165　100　170　150　195　200　195　250　195　300　230　350　240　400　240　450　245 2.両挿し口端の間隔（y1）　単位mm　呼び径　y1　75、100　220　150～250　250　300～450　300 3.挿し口白線Bと受口端面の間隔（L'）　単位mm　呼び径　75　100　150～250　300　350、400　450　L'　80　85　100　150　160　195 判定基準：※1 バックアップリングの向き：テーパ部は挿し口端面側，切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。 ※2 せめ配管する場合に記入すること。 ※3 一方から順次配管する場合に記入すること。 ※4 押輪～受口間隔：最大値～最小値≦5mm（同一円周上） ※5 ゴム輪の出入り状態：同一円周上にA，CまたはA，B，Cが同時に存在しないこと。	（記載なし）

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月）　一部改正新旧対照表

頁	改　正　後	現　　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-33	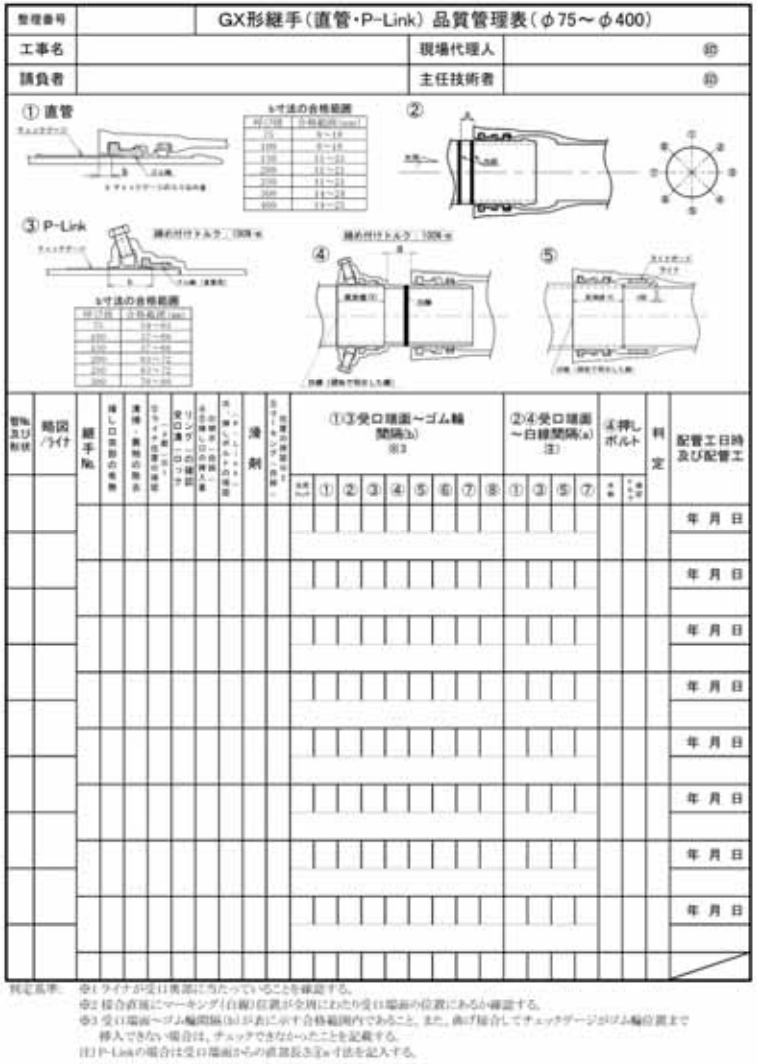 整理番号　GX形継手（直管・P-Link）品質管理表（φ75～φ400） 工事名　現場代理人　㊞ 請負者　主任技術者　㊞ ① 直管　② ③ P-Link　④ ⑤ ①③受口端面～ゴム輪間隔(b)※3　②④受口端面～白線間隔(a)注　④押しボルト　判定　配管工日時及び配管工 年 月 日 判定基準：※1 ライナが受口奥部に当たっていることを確認する。 ※2 接合直後にマーキング（白線）位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。 ※3 受口端面～ゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること。また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載する。 注）P-Linkの場合は受口端面からの直線長さ(a)寸法を記入する。	（記載なし）

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月）　一部改正新旧対照表

頁	改　正　後	現　　行
	３．施工管理記録様式	３．施工管理記録様式
3-34	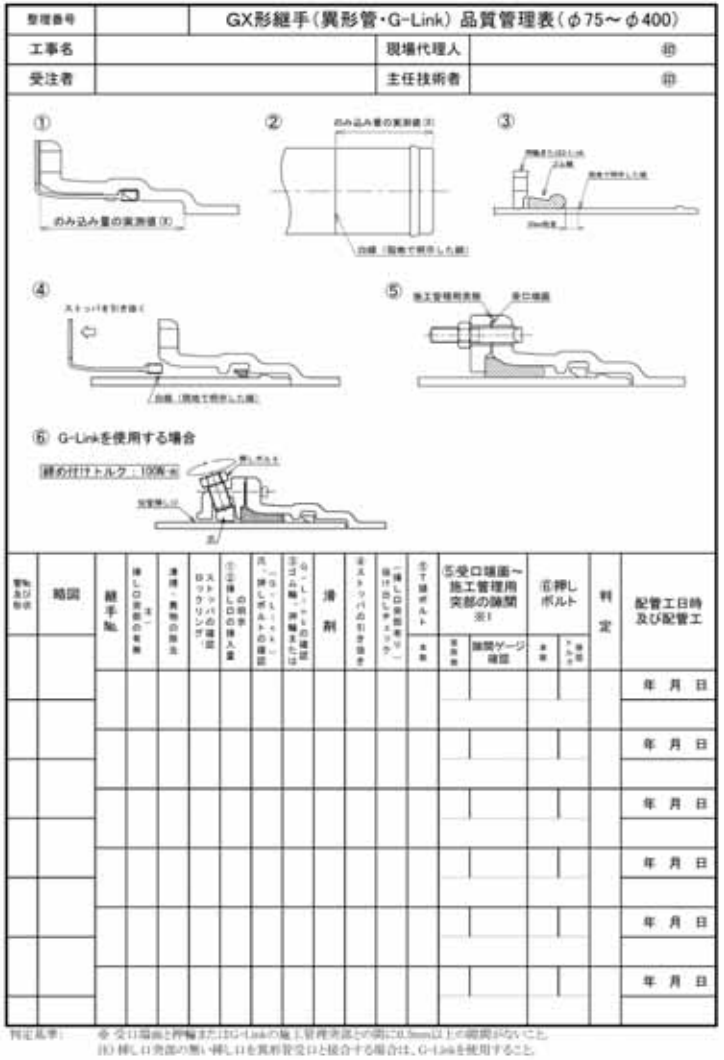	（記載なし）

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月）　一部改正新旧対照表

頁	改　正　後	現　　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-35	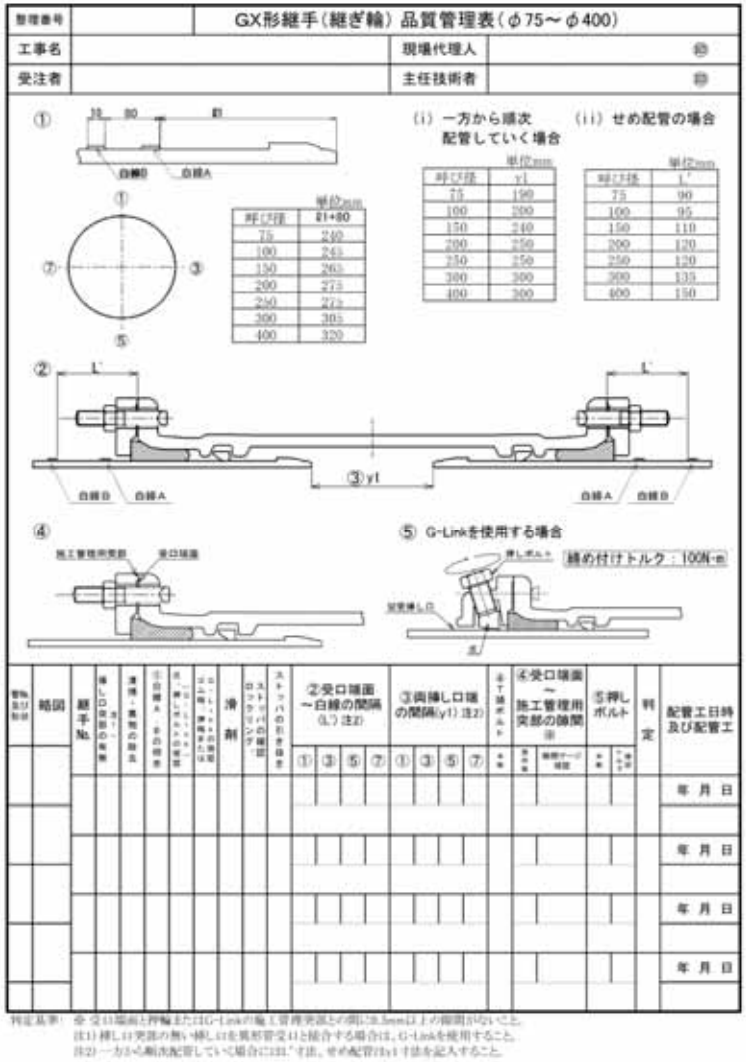 整理番号　GX形継手（継ぎ輪）品質管理表（φ75～φ400） 工事名　現場代理人　㊞ 受注者　主任技術者　㊞ （i）一方から順次配管していく場合　（ii）せめ配管の場合 単位mm 呼び径 ℓ1+80 75 240 100 245 150 265 200 275 250 275 300 305 400 320 単位mm 呼び径 y1 75 190 100 200 150 240 200 250 250 250 300 300 400 300 単位mm 呼び径 L' 75 90 100 95 150 110 200 120 250 120 300 135 400 150 ⑤ G-Linkを使用する場合 締め付けトルク：100N-m ②受口端面～白線の間隔（L'）注2） ③両挿し口端の間隔（y1）注2） ④受口端面～施工管理用突部の隙間 ⑤押しボルト 判定 配管工日時及び配管工 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 判定基準：※ 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。 注1）挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。 注2）一方から順次配管していく場合には L'寸法、せめ配管はy1寸法を記入すること。	（記載なし）

頁	改　正　後	現　　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-36	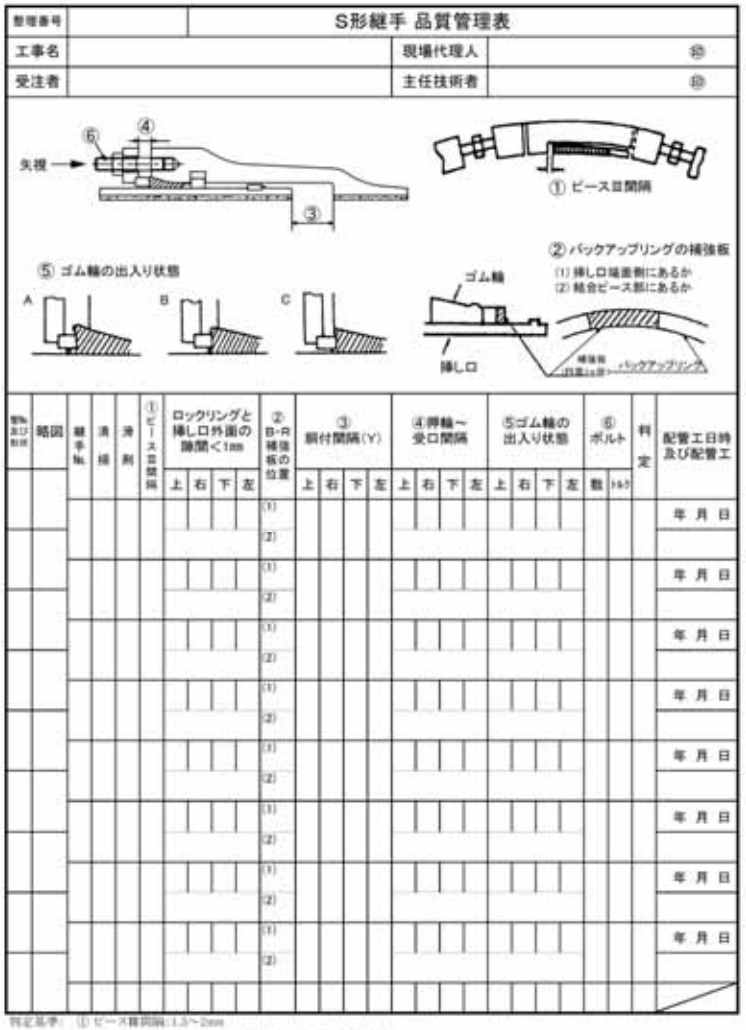 S形継手 品質管理表 整理番号 工事名 受注者 現場代理人 主任技術者 失視 ① ピース間隔 ② バックアップリングの補強板 (1) 挿し口端面側にあるか (2) 結合ピース部にあるか ⑤ ゴム輪の出入り状態 A B C ゴム輪 挿し口 バックアップリング 管No.及び形状 略図 継手No. 清掃 滑剤 ① ピース間隔 ロックリングと挿し口外面の隙間＜1mm ② B・R補強板の位置 ③ 胴付間隔(Y) ④ 押輪～受口間隔 ⑤ ゴム輪の出入り状態 ⑥ ボルト 判定 配管工日時及び配管工 上 右 下 左 数 年 月 日 判定基準：① ピース間隔：1.5～2mm ② 押輪～受口間隔：最大値－最小値≦5mm（同一円周上） ③ ゴム輪の出入り状態：同一円周上にA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。	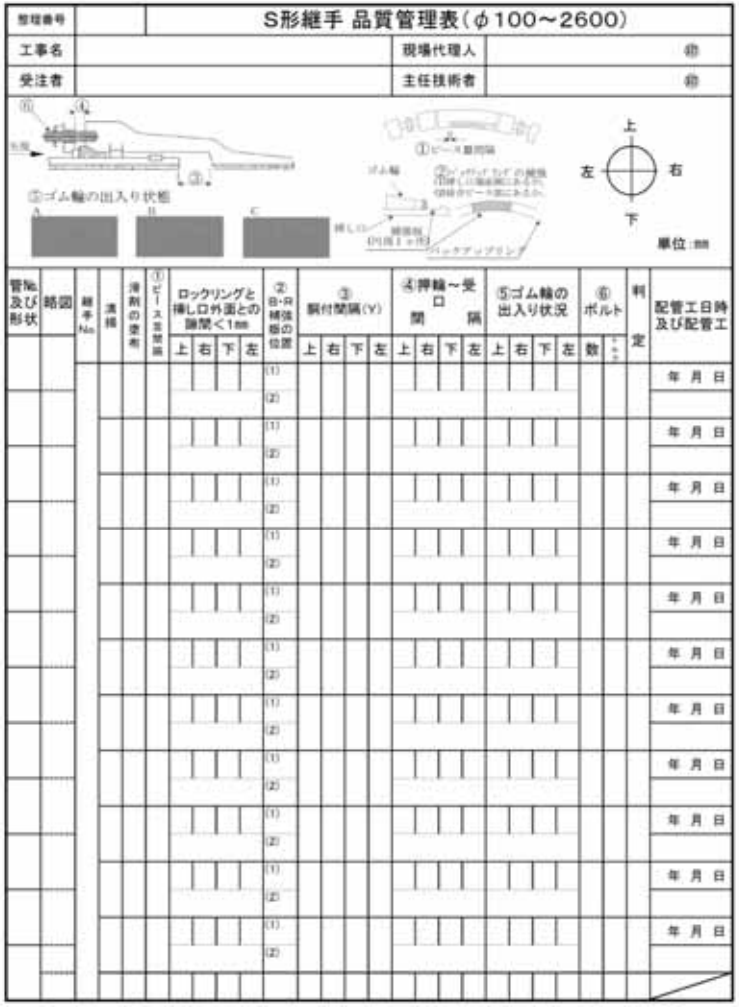 S形継手 品質管理表（φ100～2600） 整理番号 工事名 受注者 現場代理人 主任技術者 ① ピース間隔 ② ゴム輪の出入り状態 A B C 上 左 右 下 単位：mm 管No.及び形状 略図 継手No. 清掃 滑剤の塗布 ① ピース間隔 ロックリングと挿し口外面との隙間＜1mm ② B・R補強板の位置 ③ 胴付間隔(Y) ④ 押輪～受口間隔 ⑤ ゴム輪の出入り状況 ⑥ ボルト 判定 配管工日時及び配管工 上 右 下 左 数 年 月 日 判定基準：① ピース間隔：1.5～2mm ② 押輪～受口間隔：最大値－最小値≦5mm（同一円周上） ③ ゴム輪の出入り状態：同一円周上にA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。

頁	改　正　後	現　　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-37	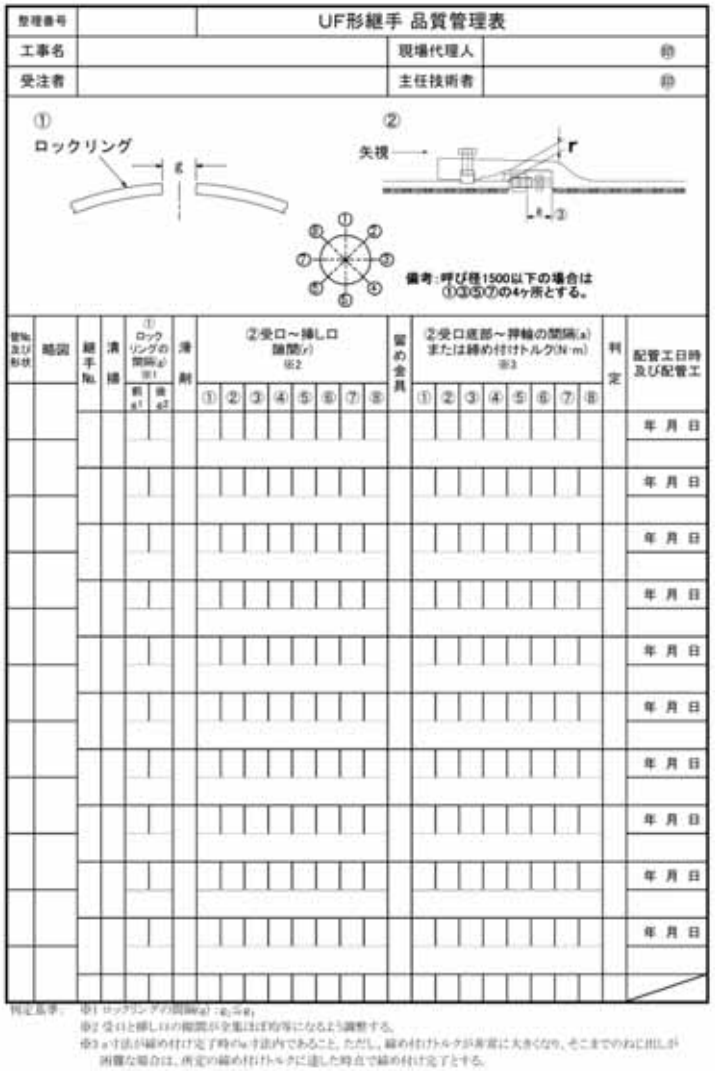	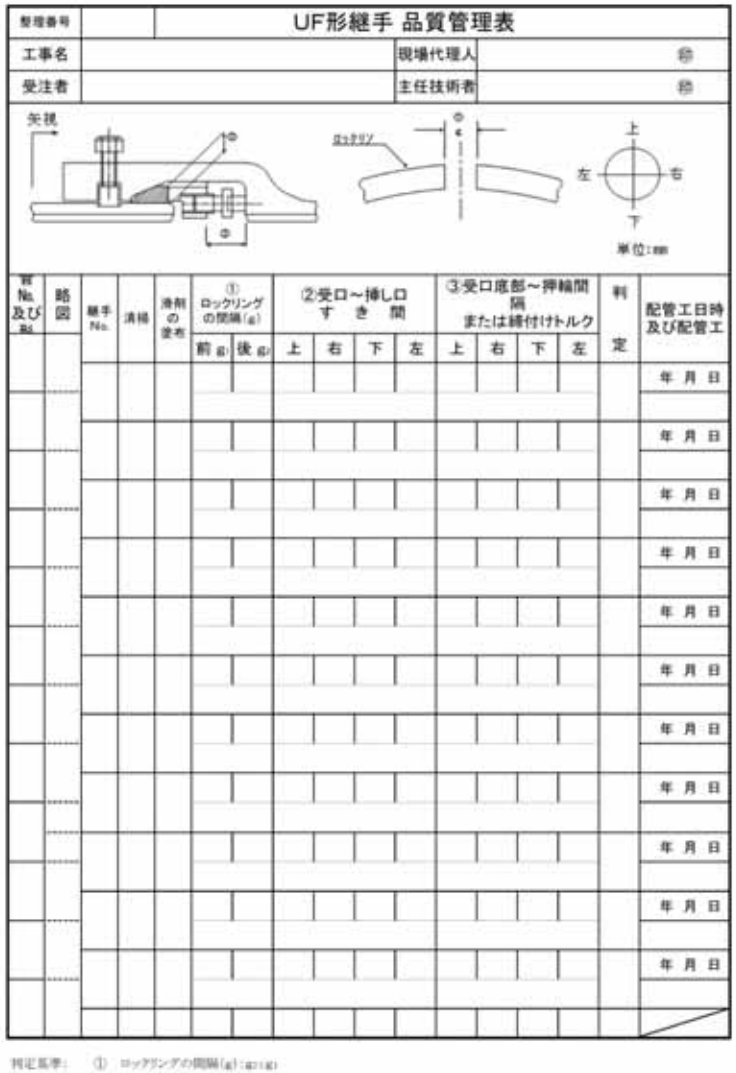

頁	改　正　後	現　　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-38		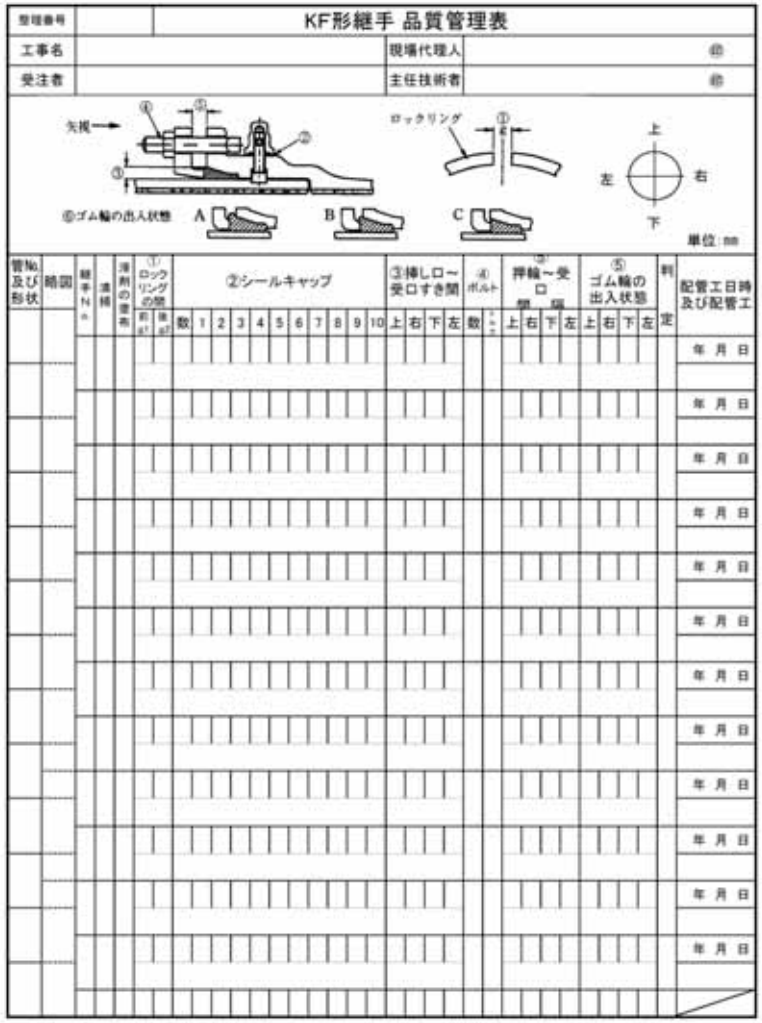

頁	改　正　後	現　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-39	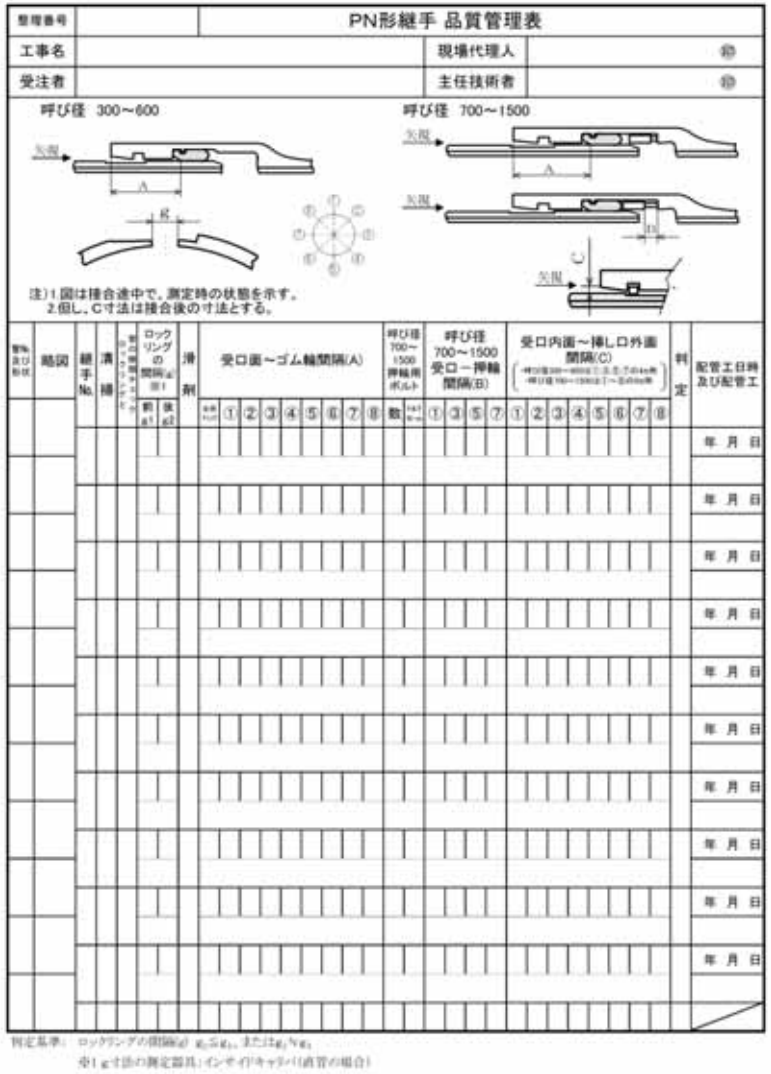	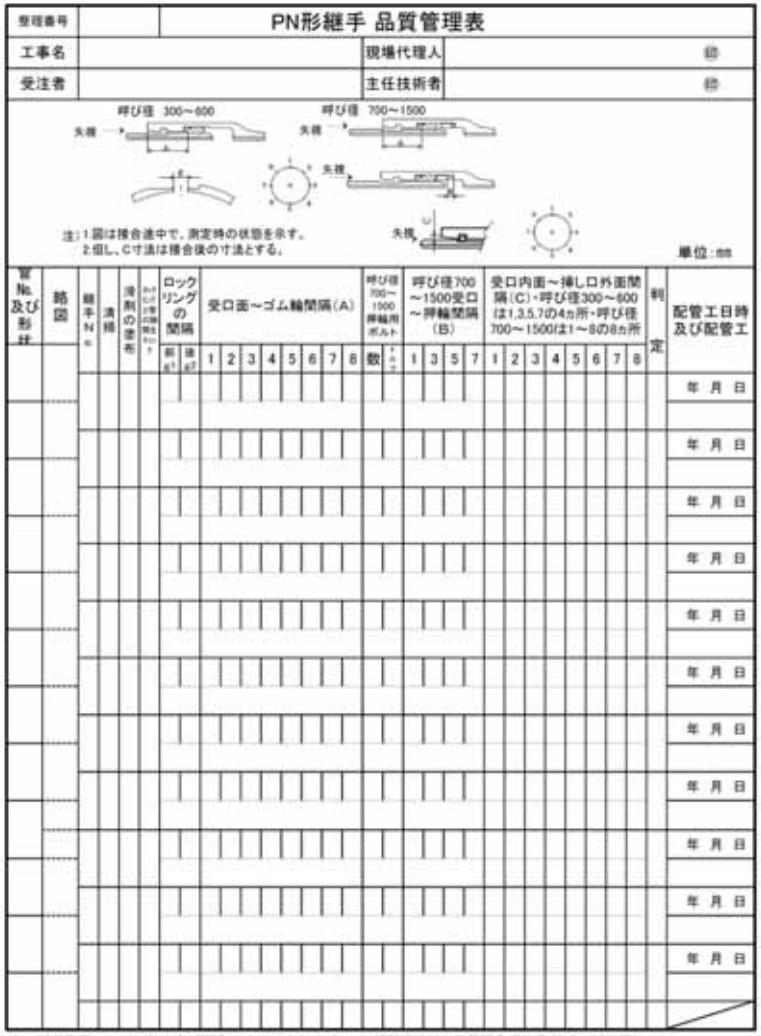

頁	改　正　後	現　　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-40	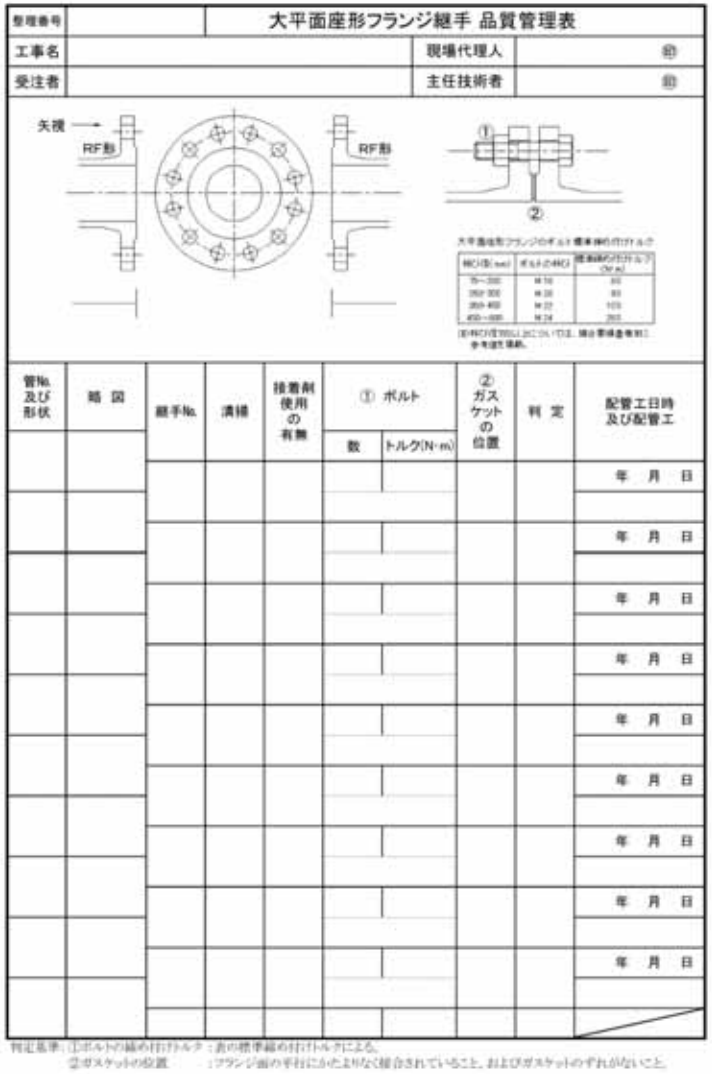 整理番号 大平面座形フランジ継手 品質管理表 工事名 現場代理人 ㊞ 受注者 主任技術者 ㊞ 矢視 RF形 RF形 ① ② 管No.及び形状 略図 継手No. 清掃 接着剤使用の有無 ① ボルト 数 トルク(N・m) ② ガスケットの位置 判定 配管工日時及び配管工 年　月　日 判定基準：①ボルトの締め付けトルク：表の標準締め付けトルクによる。 ②ガスケットの位置　：フランジ面の平行にかたよりなく接合されていること、およびガスケットのずれがないこと。	（記載なし）

頁	改　正　後	現　行
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式
3-41	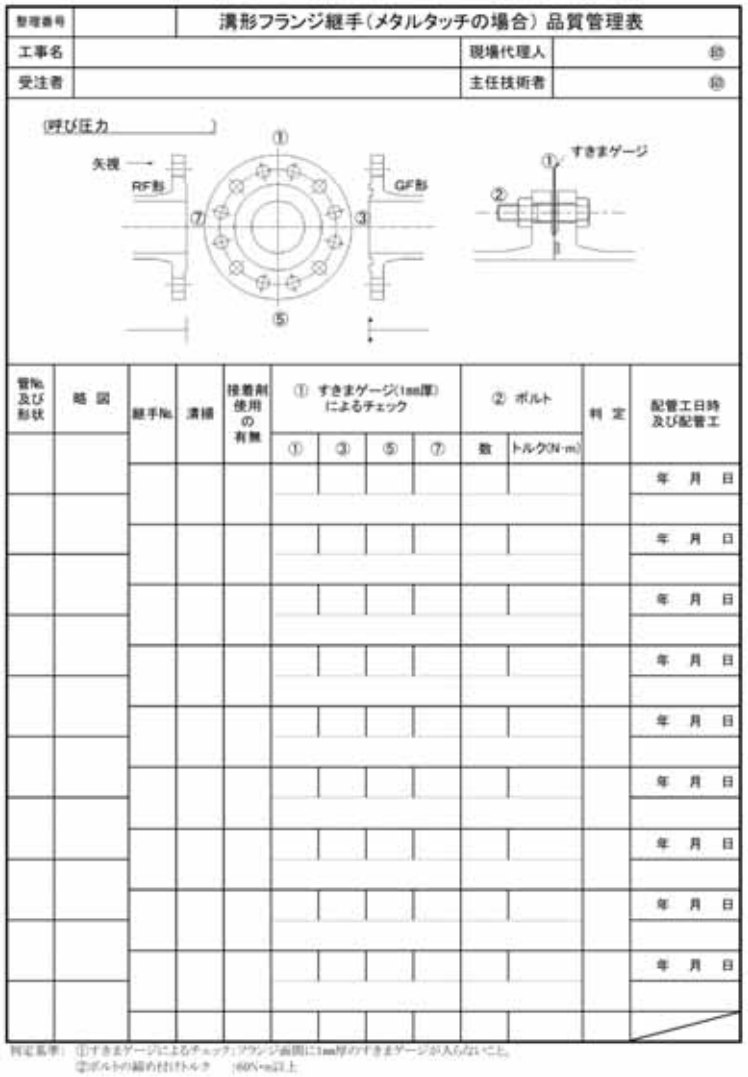 溝形フランジ継手（メタルタッチの場合）品質管理表 整理番号 工事名 現場代理人 受注者 主任技術者 呼び圧力 矢視 RF形 GF形 すきまゲージ 管No.及び形状 略図 継手No. 清掃 接着剤使用の有無 ① すきまゲージ(1mm厚)によるチェック ② ボルト 判定 配管工日時及び配管工 数 トルク(N·m) 年　月　日 判定基準：①すきまゲージによるチェック：フランジ面間に1mm厚のすきまゲージが入らないこと。 ②ボルトの締め付けトルク　：60N·m以上	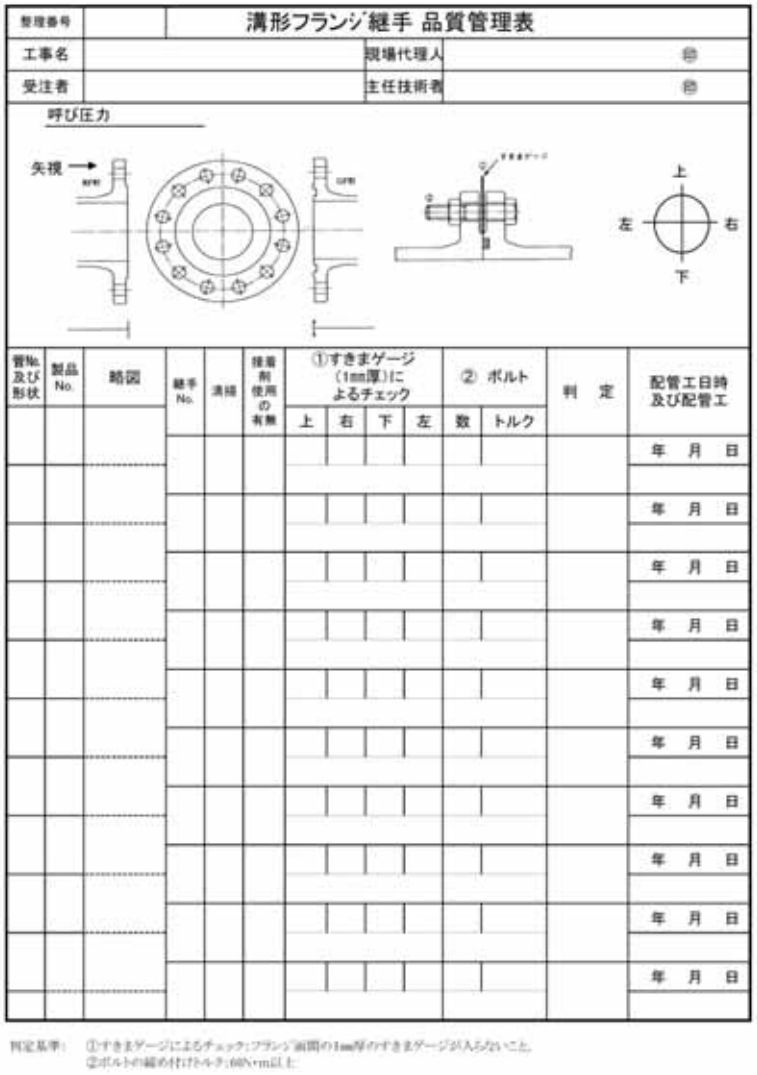 溝形フランジ継手 品質管理表 整理番号 工事名 現場代理人 受注者 主任技術者 呼び圧力 矢視 上 左 右 下 管No.及び形状 製品No. 略図 継手No. 清掃 接着剤使用の有無 ①すきまゲージ（1mm厚）によるチェック 上 右 下 左 ② ボルト 数 トルク 判定 配管工日時及び配管工 年　月　日 判定基準：①すきまゲージによるチェック：フランジ面間の1mm厚のすきまゲージが入らないこと。 ②ボルトの締め付けトルク：60N·m以上

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月）　一部改正新旧対照表

頁	改　正　後	現　行
	３．施工管理記録様式	３．施工管理記録様式
3-42	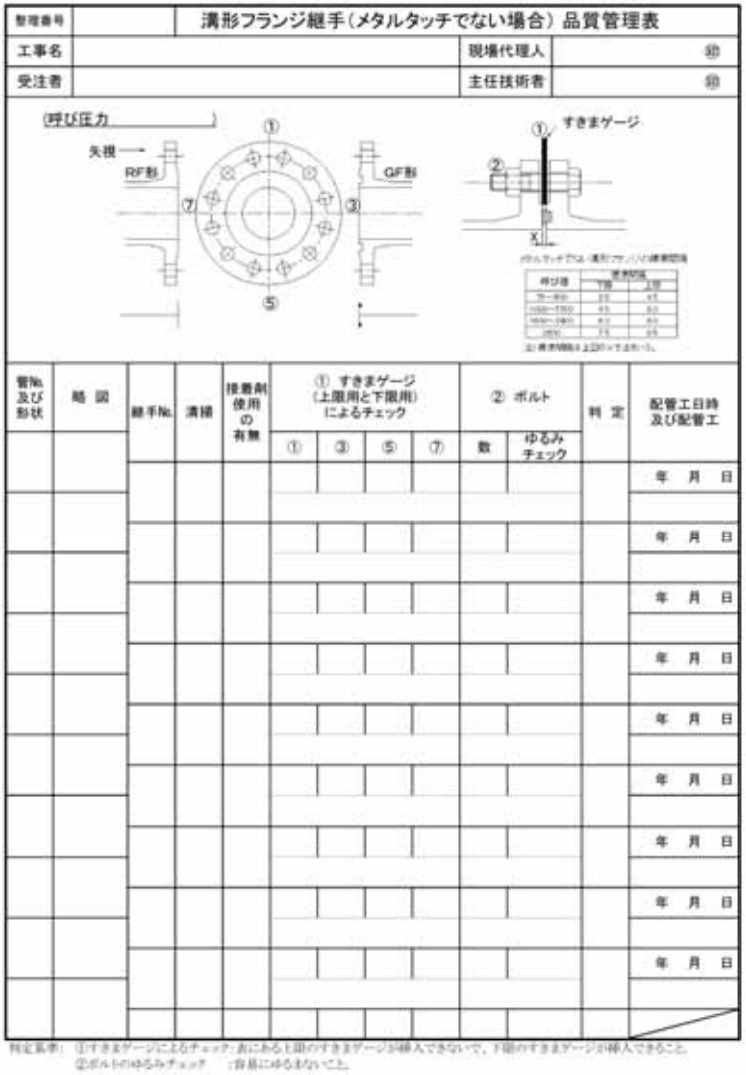	（記載なし）

整理番号

溝形フランジ継手（メタルタッチでない場合）品質管理表

工事名		現場代理人	印
受注者		主任技術者	印

管No.及び形状	略図	継手No.	清掃	接着剤使用の有無	① すきまゲージ（上限用と下限用）によるチェック				② ボルト		判定	配管工日時及び配管工
					①	③	⑤	⑦	数	ゆるみチェック		
												年　月　日
												年　月　日
												年　月　日
												年　月　日
												年　月　日
												年　月　日
												年　月　日
												年　月　日
												年　月　日
												年　月　日

判定基準：①すきまゲージによるチェック：表にある上限のすきまゲージが挿入できないで、下限のすきまゲージが挿入できること。
②ボルトのゆるみチェック　：容易にゆるまないこと。